

神石高原町

第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画



神石高原町
令和6年3月

— 目 次 —

第1章 計画策定にあたって	1
【1】社会的背景と趣旨	1
【2】計画の概要	2
第2章 障害のある人を取り巻く現状	6
【1】人口の動き	6
【2】障害者手帳所持者等の状況	7
第3章 調査結果から読み取れる現状と課題	16
【1】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	16
【2】障害者支援に関する事業所調査結果から読み取れる現状と課題	35
【3】障害者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる現状と課題	38
第4章 前期計画の進捗状況	41
【1】成果目標の進捗状況	41
【2】第6期障害福祉計画の進捗状況	49
【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況	53
第5章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画	54
【1】国の基本指針について	54
【2】成果目標の設定	58
【3】第7期障害福祉計画	67
【4】第3期障害児福祉計画	82
第6章 計画の推進にあたって	86
【1】計画の推進体制	86
【2】計画の進捗管理	86
資料編	87
【1】神石高原町地域自立支援協議会設置要綱	87
【2】神石高原町地域自立支援協議会委員名簿	89
【3】策定経過	90

第1章 計画策定にあたって

【1】社会的背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化に伴う生活に関する課題をはじめ、価値観の多様化等による支援ニーズに対応するため、住民がお互いに助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が重要となっています。そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、これからの障害のある人への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、平成30（2018）年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の改正法及び「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「児童福祉法」という。）が施行されました。

この改正により、障害のある人の地域での暮らしを支援するための自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設等が進められています。また、医療的ケア児への支援や障害のある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「障害児福祉計画」の策定も定められました。

さらに、令和5（2023）年3月には、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、共生社会の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

本町では、平成30（2018）年3月に策定した、令和9（2027）年度までを計画期間とする「神石高原町障害者プラン」において「障害者が社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり」を基本理念と定め、様々な障害者福祉施策を推進しています。また、令和3（2021）年3月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定に基づく「神石高原町第6期障害福祉計画及び神石高原町第2期障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきました。

前期計画は、令和5（2023）年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「神石高原町第7期障害福祉計画及び神石高原町第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、これまでの取組内容の点検や評価結果等を踏まえ、障害のある人の生活全般にわたる支援を行うための施策を定め、障害者支援サービスの円滑な提供体制を整えながら、障害があっても安心して地域で生活できるよう、包括的な支援体制の整備を進めます。

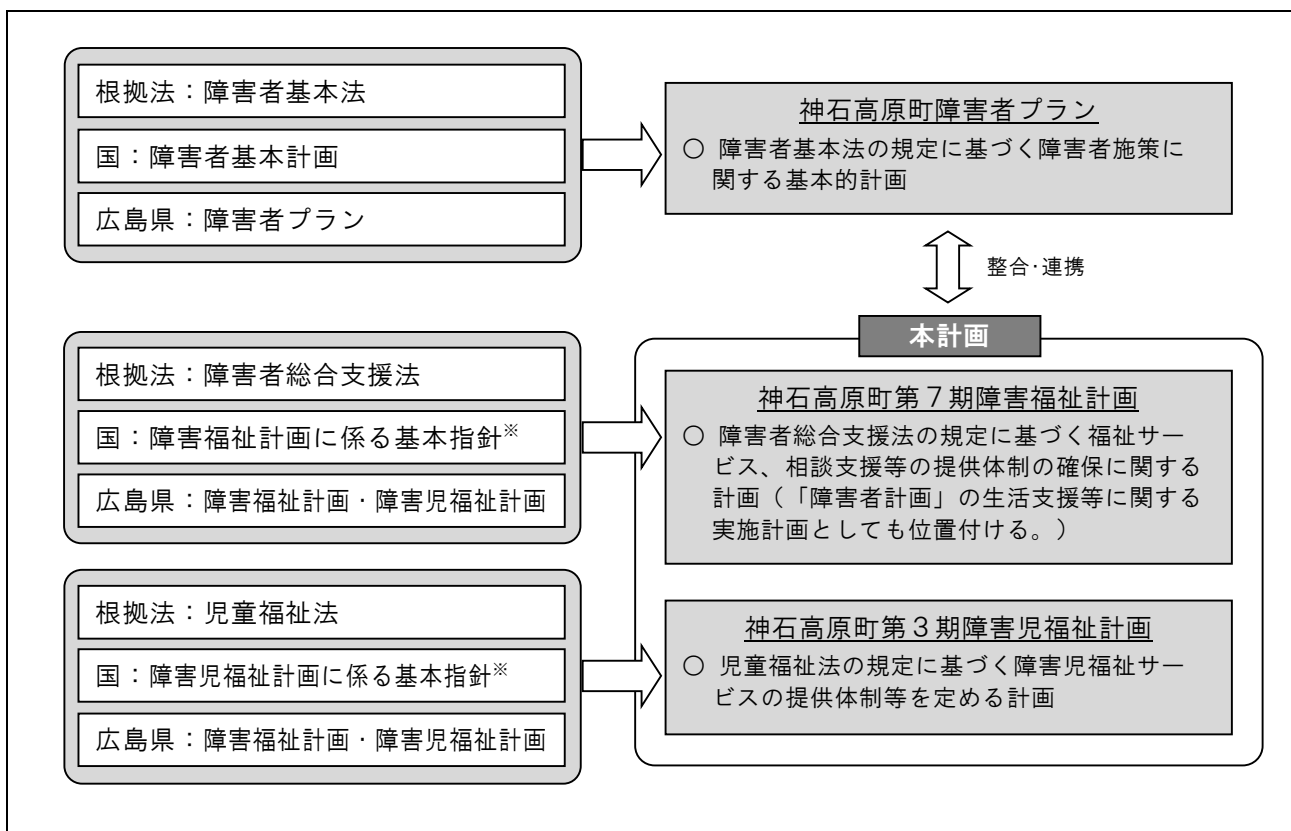
【2】計画の概要

1 計画の位置付け

「神石高原町障害者プラン」は「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」で、障害のある人の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方、本計画は「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体としたもので、本町の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービスの見込量及びその確保方策等を定める計画です。

本計画は、国や県の方針等を踏まえつつ、本町の町政運営の指針となる上位計画「神石高原町第2次長期総合計画」の方針に沿って、関連する他の部門計画との整合に配慮します。

【 計画の位置付け 】



※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後(令和5(2023)年5月19日こども家庭庁 厚生労働省告示第一号)

2 計画の対象者

本計画における「障害のある人」の概念は「障害者総合支援法」に基づき、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人（発達障害のある人を含む。）並びに制度の谷間となって支援の充実が求められている難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）としています。また、障害のある児童に関わる内容については「児童福祉法」に基づき身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害のある児童を含む。）又は難病の児童を対象としています。

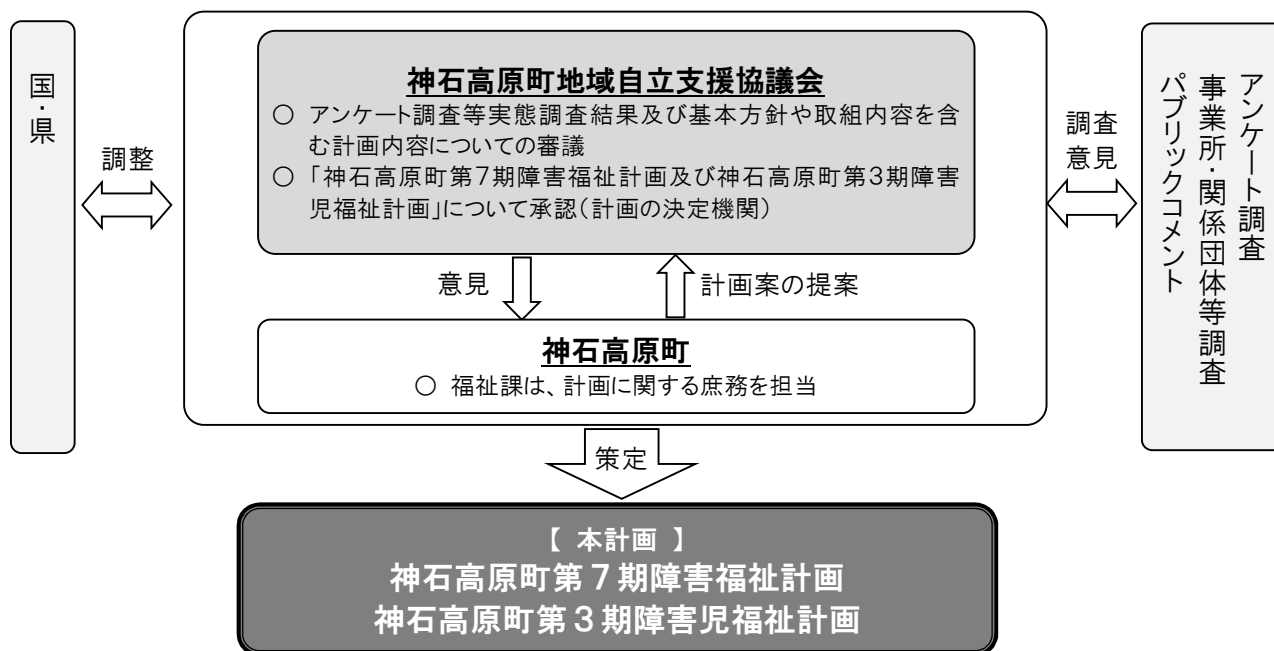
3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの3年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
障害者プラン		現行計画							次期計画	
本 計 画	障害福祉計画	第6期計画			第7期計画(本計画)			第8期計画(次期計画)		
	障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画(本計画)			第4期計画(次期計画)		

4 策定体制

計画の策定にあたっては、アンケート調査や事業所、関係団体調査等を通じて、町民をはじめ関係機関や団体等の実態や意見を把握するとともに、町内の関係団体や機関の関係者等から構成される「神石高原町地域自立支援協議会」における本計画の内容についての審議を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



（１）アンケート調査の概要

調査区分	18歳以上	18歳未満
調査対象	町内に住所を有する18歳以上の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者	町内に住所を有する18歳未満の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
調査方法	郵送配布、郵送回収	
調査時期	令和5（2023）年2月	
有効回収数／配布数（有効回収率）	388票／642票（60.4%）	17票／28票（60.7%）

（２）事業所・関係団体調査の概要

調査区分	神石高原町 障害者支援に関する事業所調査	神石高原町 障害者支援に関する関係団体調査
調査対象	町内の障害福祉サービス提供事業所	町内の障害者支援関係団体
調査方法	郵送、手交、電子メール等による配布～回収	
調査期間	令和5（2023）年8月	
回収数	9事業所	7団体

6 県・圏域との連携

広島県では、広域的に実施する必要がある各種施設、サービスを整備するため、市町域の枠ではなく「障害者総合支援法」に規定する「当該都道府県が定める区域」となる、7つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。この圏域は、保健、医療、福祉の総合的な連携を図るため「広島県健康医療計画における二次保健医療圏」及び「ひろしま高齢者プランの老人保健福祉圏域」と同じ圏域にするとともに、各計画の圏域の見直しの際には、連動するものです。本町は「福山・府中障害保健福祉圏域」に属します。

圏域名	市町名	市町数
広島障害保健福祉圏域	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	8
広島西障害保健福祉圏域	大竹市、廿日市市	2
呉障害保健福祉圏域	呉市、江田島市	2
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市、竹原市、大崎上島町	3
尾三障害保健福祉圏域	三原市、尾道市、世羅町	3
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市、府中市、神石高原町	3
備北障害保健福祉圏域	三次市、庄原市	2

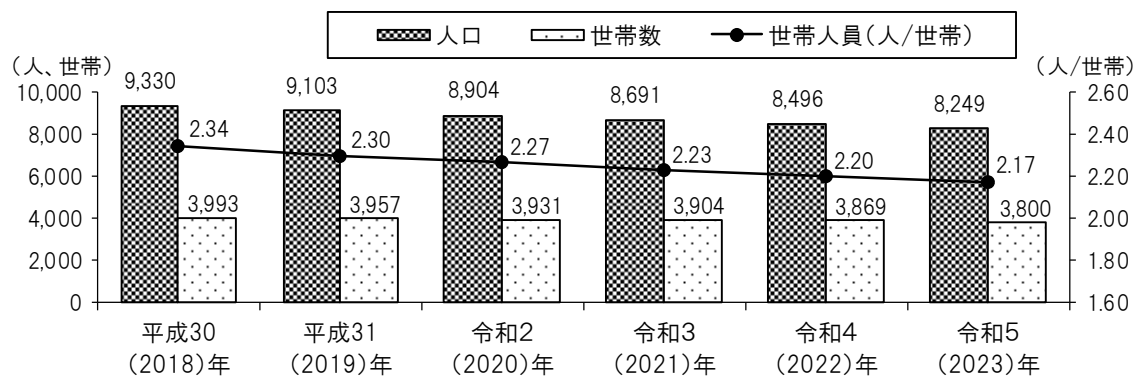
第2章 障害のある人を取り巻く現状

【1】人口の動き

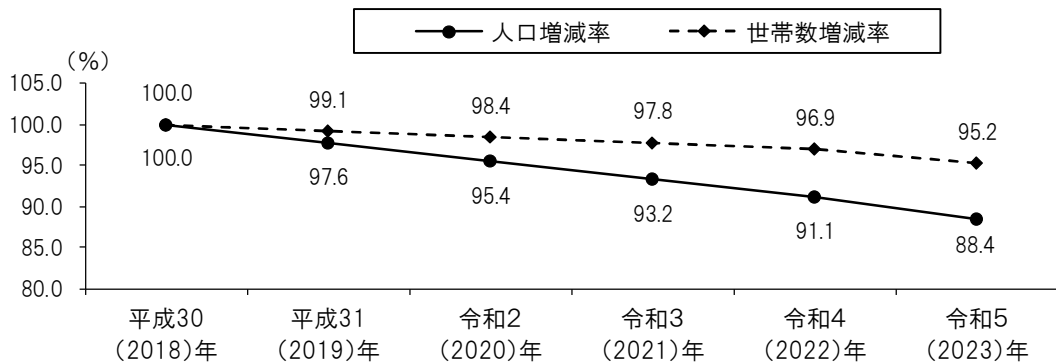
本町の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和5（2023）年1月1日現在8,249人（平成30（2018）年を100とした場合88.4）となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の2.34人から令和5（2023）年で2.17人となっています。

本町の高齢化率は、平成30（2018）年の46.4%から令和5（2023）年で49.3%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成30(2018)年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
総人口	9,330	9,103	8,904	8,691	8,496	8,249	88.4
65歳以上	4,333	4,258	4,176	4,161	4,132	4,069	93.9
高齢化率(%)	46.4	46.8	46.9	47.9	48.6	49.3	-

注：増減率は平成30(2018)年を100とした場合の令和5(2023)年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

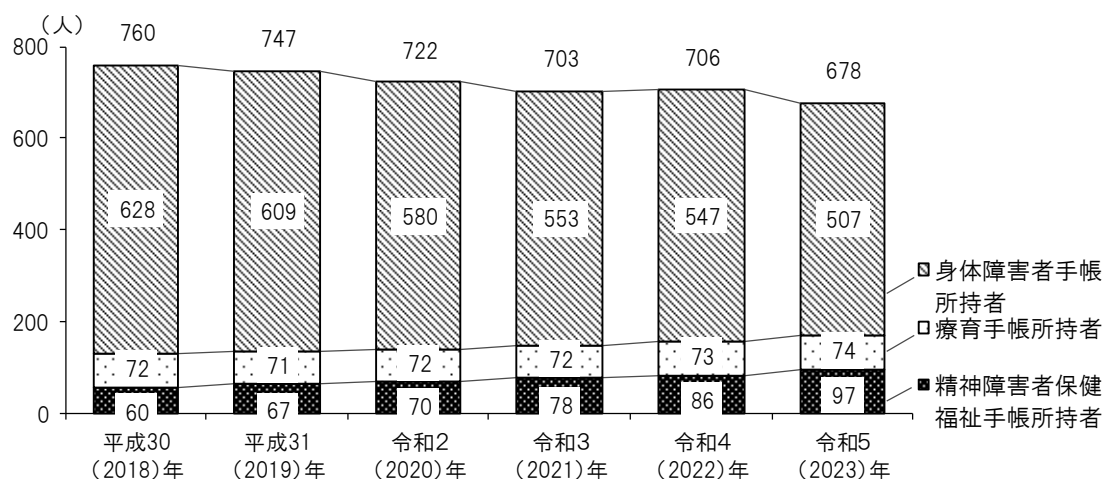
【2】障害者手帳所持者等の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5（2023）年は678人となっています。

手帳の種類別でみると、令和5（2023）年は「身体障害者手帳所持者」が507人と最も多く、全体の7割以上（74.8%）を占めています。「療育手帳所持者」は74人（全体に占める構成比10.9%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は97人（同14.3%）となっています。平成30（2018）年からの推移では、「身体障害者手帳所持者」は減少し、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加しています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



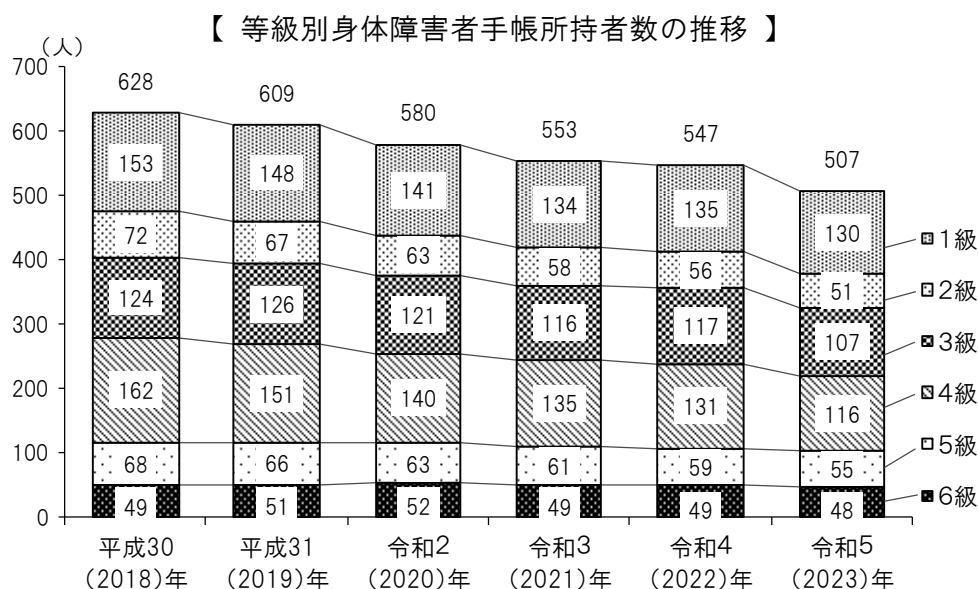
単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
障害者手帳所持者数 合計	760	747	722	703	706	678	100.0
身体障害者手帳 所持者	628	609	580	553	547	507	74.8
療育手帳所持者	72	71	72	72	73	74	10.9
精神障害者保健 福祉手帳所持者	60	67	70	78	86	97	14.3

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

2 身体障害者手帳所持者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、減少で推移しており、令和5（2023）年は507人となっています。

等級別でみると、令和5（2023）年は「1級」が130人と最も多く、全体の25.6%を占めています。次いで「4級」が116人（全体に占める構成比22.9%）、「3級」が107人（同21.1%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が9割近く（87.0%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	628	609	580	553	547	507	100.0
1級	153	148	141	134	135	130	25.6
2級	72	67	63	58	56	51	10.1
3級	124	126	121	116	117	107	21.1
4級	162	151	140	135	131	116	22.9
5級	68	66	63	61	59	55	10.8
6級	49	51	52	49	49	48	9.5

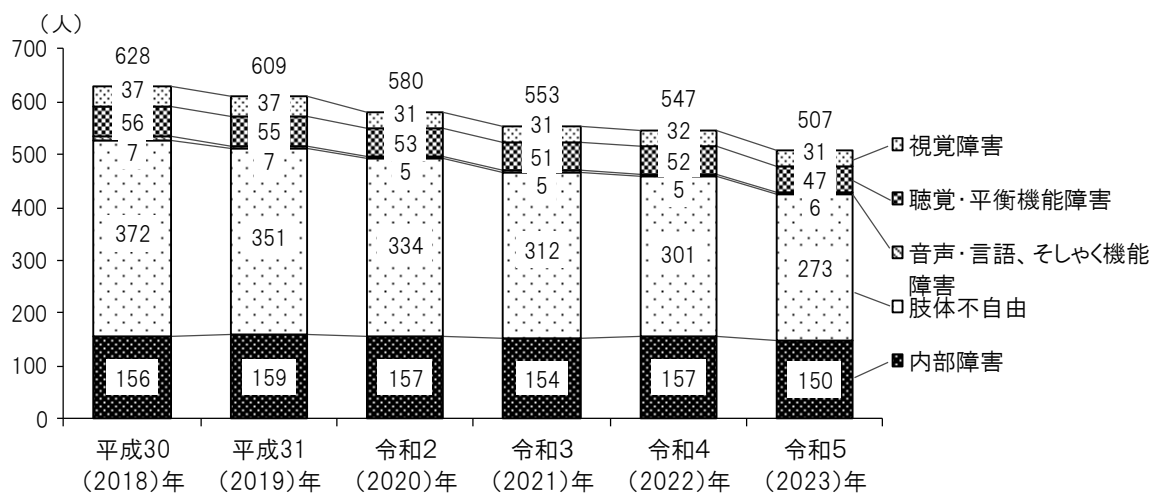
【 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	645	615	580	553	547	507	100.0
18歳未満	3	2	1	1	1	1	0.2
18～64歳	93	84	82	75	71	65	12.8
65歳以上	549	529	497	477	475	441	87.0

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

障害種類別でみると、令和5（2023）年は「肢体不自由」が273人と最も多く、次いで「内部障害」が150人、「聴覚・平衡機能障害」が47人、「視覚障害」が31人の順となっています。平成30（2018）年からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。年齢別では、65歳以上で「肢体不自由」や「内部障害」が多くなっています。

【障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
合計	628	609	580	553	547	507
視覚障害	37	37	31	31	32	31
聴覚・平衡機能障害	56	55	53	51	52	47
音声・言語、そしゃく機能障害	7	7	5	5	5	6
肢体不自由	372	351	334	312	301	273
内部障害	156	159	157	154	157	150

資料:保健福祉課(各年3月末日現在)

【障害種類別身体障害者手帳所持者数】

単位(人)	合計	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語、そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
合計	507	31	47	6	273	150
18歳未満	1	0	0	0	1	0
18～64歳	65	6	7	1	34	17
65歳以上	441	25	40	5	238	133

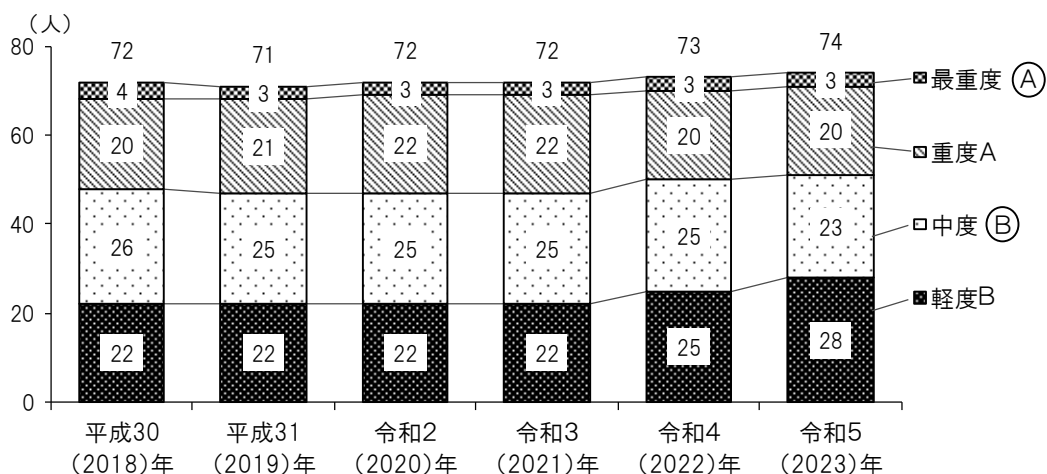
資料:保健福祉課(令和5(2023)年3月末日現在)

3 療育手帳所持者の状況

本町の療育手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5（2023）年は74人となっています。

障害程度別でみると、令和5（2023）年は「軽度B」が28人と最も多く、次いで「中度（B）」が23人、「重度A」が20人、「最重度（A）」が3人の順となっています。また、重度障害者（（A）、A）は、約3割（31.1%）となっています。年齢別では、18～64歳が6割以上（66.2%）を占めています。

【 障害程度別療育手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
療育手帳 所持者数合計	72	71	72	72	73	74	100.0
最重度 (A)	4	3	3	3	3	3	4.1
重度A	20	21	22	22	20	20	27.0
中度 (B)	26	25	25	25	25	23	31.1
軽度B	22	22	22	22	25	28	37.8

【 年齢別療育手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	72	71	72	72	73	74	100.0
18歳未満	13	12	12	11	8	10	13.5
18～64歳	59	59	60	61	65	49	66.2
65歳以上						15	20.3

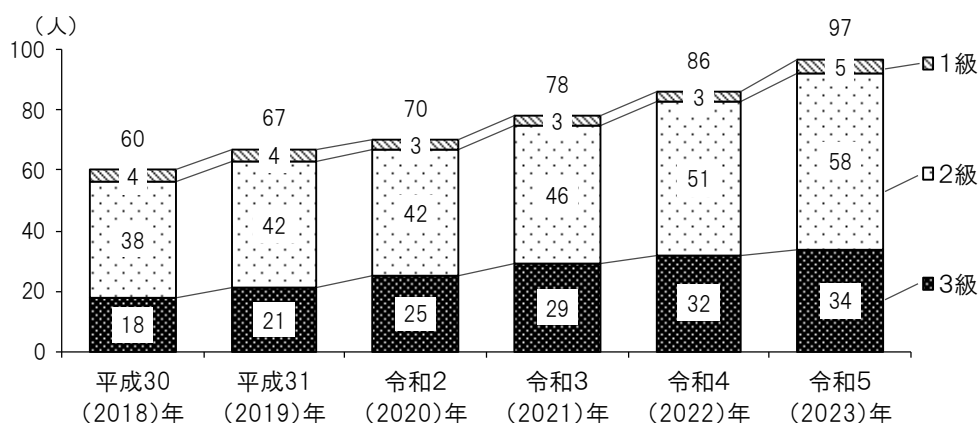
資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加で推移しており、令和5（2023）年は97人となっています。

等級別でみると、令和5（2023）年は「2級」が58人と最も多く、全体の約6割（59.8%）を占めています。次いで「3級」が34人（全体に占める構成比35.1%）、「1級」が5人（同5.2%）の順となっており、「2級」「3級」の増加が目立っています。年齢別では、18～64歳が7割以上（75.3%）を占めています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	60	67	70	78	86	97	100.0
1級	4	4	3	3	3	5	5.2
2級	38	42	42	46	51	58	59.8
3級	18	21	25	29	32	34	35.1

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

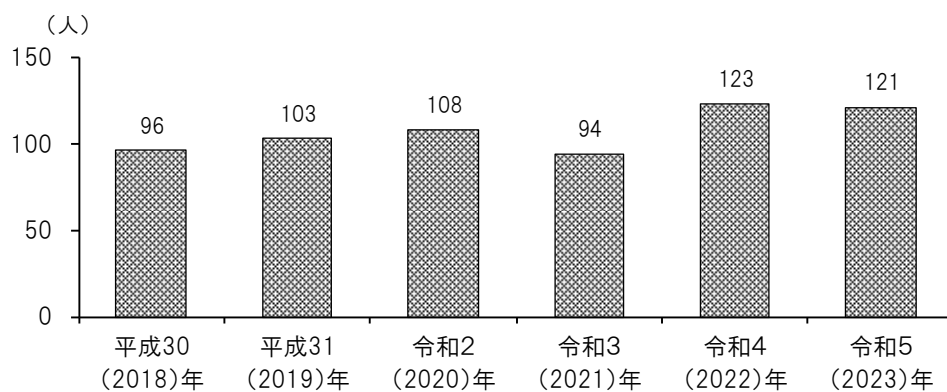
単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	60	67	70	78	86	97	100.0
18歳未満	2	1	0	1	3	4	4.1
18～64歳	43	50	55	61	68	73	75.3
65歳以上	15	16	15	16	15	20	20.6

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

5 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数をみると、長期的には増加傾向にあり、令和5（2023）年は121人となっています。年齢別でみると、18～64歳が約8割（82.6%）を占めています。

【 自立支援医療受給者数の推移 】



【 年齢別自立支援医療受給者数の推移 】

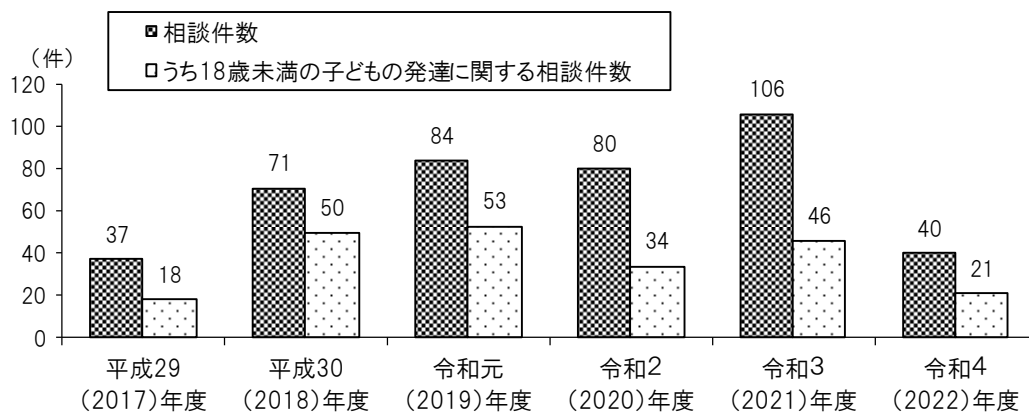
単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	96	103	108	94	123	121	100.0
18 歳未満	0	0	0	0	1	1	0.8
18～64 歳	80	87	92	78	103	100	82.6
65 歳以上	16	16	16	16	19	20	16.5

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

6 発達に関する相談状況

本町の発達に関する相談件数は、令和3（2021）年度まで増加傾向にありましたが、令和4（2022）年度は40件に減少しており、そのうち18歳未満の子どもの相談件数は21件となっています。

【 発達に関する相談件数の推移 】

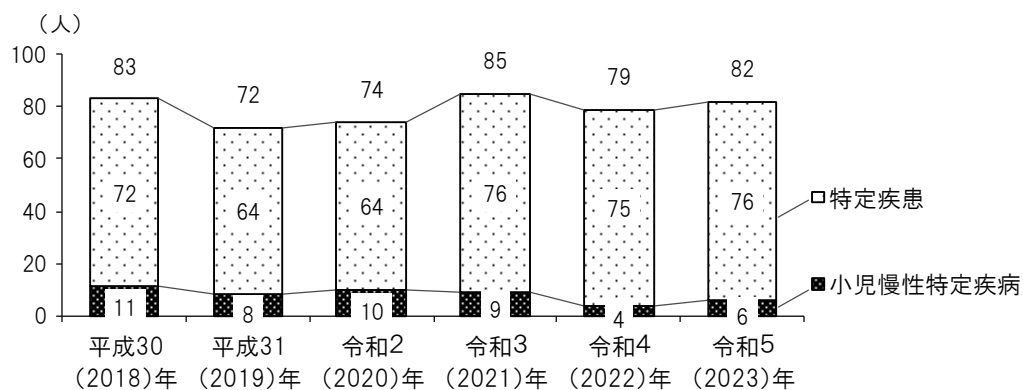


資料：保健福祉課・子育て応援課（各年度3月末日現在）

7 難病患者の状況

本町の難病患者数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年では82人（特定疾患76人、小児慢性特定疾病6人）となっています。

【 難病患者数の推移 】



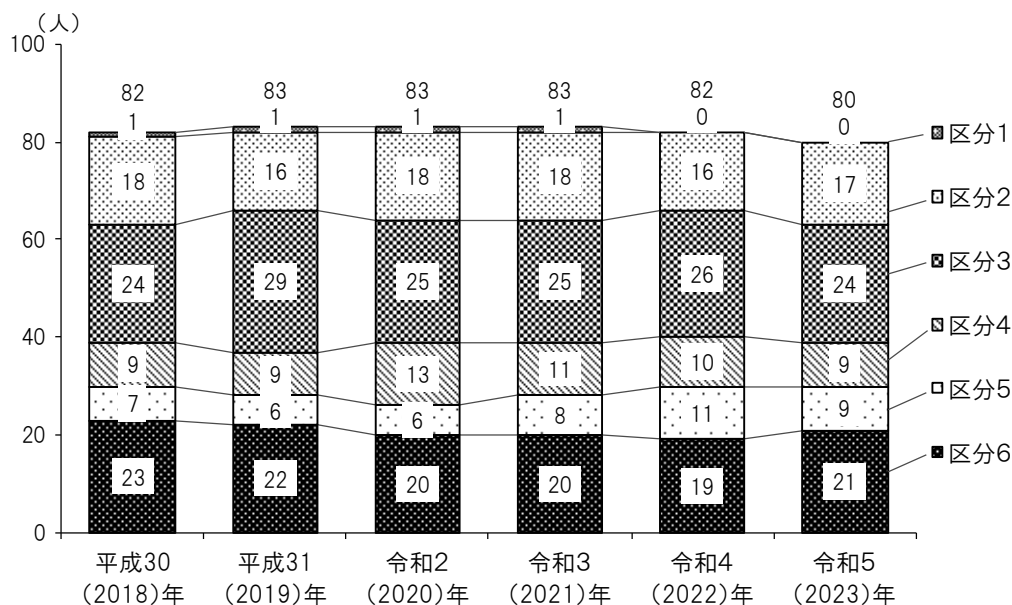
資料：広島県（各年4月1日現在）

8 障害支援区分認定者の状況

本町の障害支援区分認定者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5（2023）年は80人となっています。

区分別でみると、令和5（2023）年は「区分3」が24人と最も多く、次いで「区分6」が21人、「区分2」が17人で続いており、平成30（2018）年から大きな変動なく推移しています。

【 障害支援区分認定者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	82	83	83	83	82	80	100.0
区分1	1	1	1	1	0	0	0.0
区分2	18	16	18	18	16	17	21.3
区分3	24	29	25	25	26	24	30.0
区分4	9	9	13	11	10	9	11.3
区分5	7	6	6	8	11	9	11.3
区分6	23	22	20	20	19	21	26.3

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

9 障害のある子どもを取り巻く教育環境の状況

本町の小学校及び中学校における特別支援学級の在籍者数については、令和5（2023）年5月1日現在、小学校が29人、中学校が9人となっており、いずれも緩やかな増加傾向にあります。

【特別支援学級 在籍者数の推移】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学校	18	21	25	28	29	29
中学校	7	5	8	8	9	9

資料：学校別児童生徒数概算（各年5月1日現在）

なお、令和5（2023）年度の特別支援学校の在籍者数については、小学部が1人、中学部は在籍者なし、高等部は7人となっています。

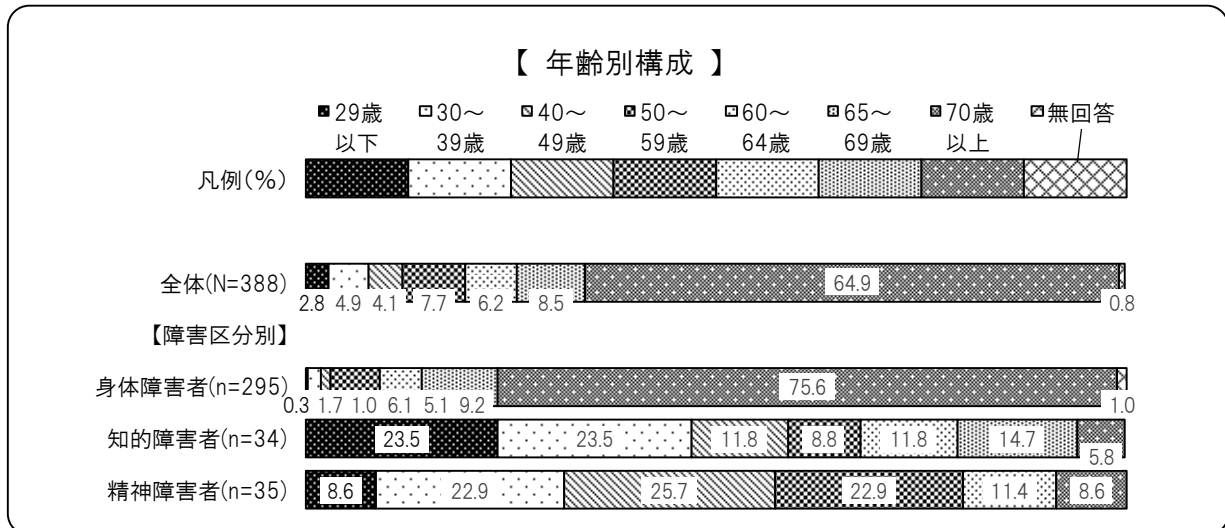
第3章 調査結果から読み取れる現状と課題

【1】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

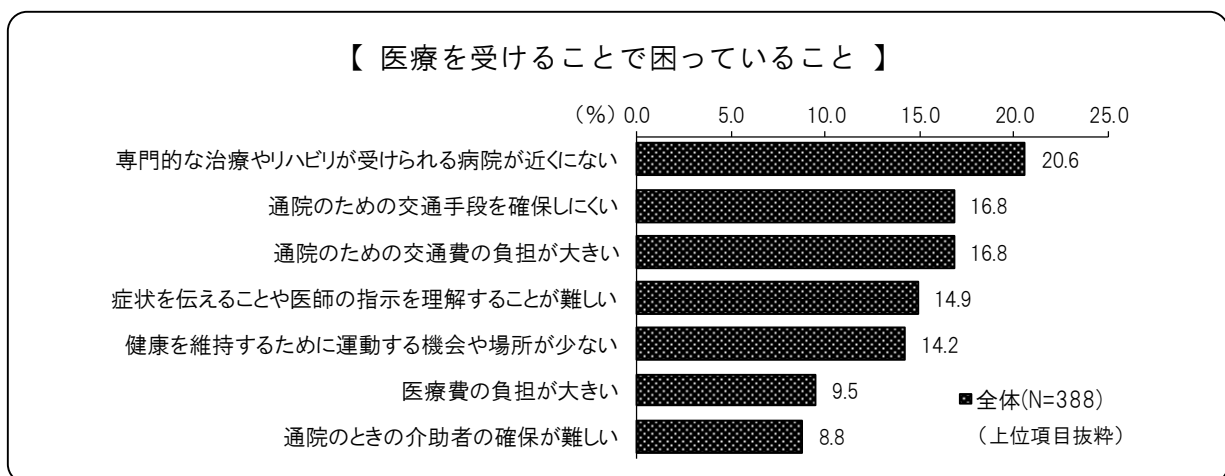
1 18歳以上調査結果

(1) 障害の状況について

- 身体障害のある人は、70歳以上が7割以上を占めています。



- 発達障害の診断を受けている人は、知的及び精神障害のある人、39歳以下の年齢層で多くなっています。
- 身体障害のある人の約3割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けています。
- 医療を受けることで困っていることとしては「専門的な治療やリハビリが受けられる病院が近くにない」をはじめ「通院のための交通手段を確保しにくい」「通院のための交通費の負担が大きい」の順に多くなっています。

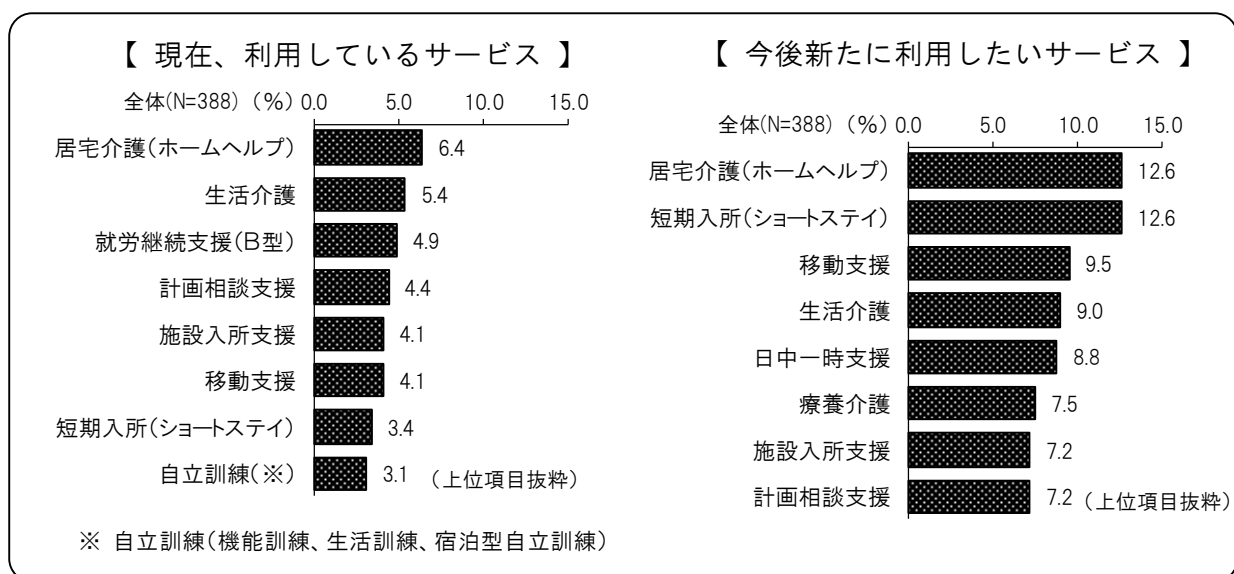


【 今後の課題・取組の方向性 】

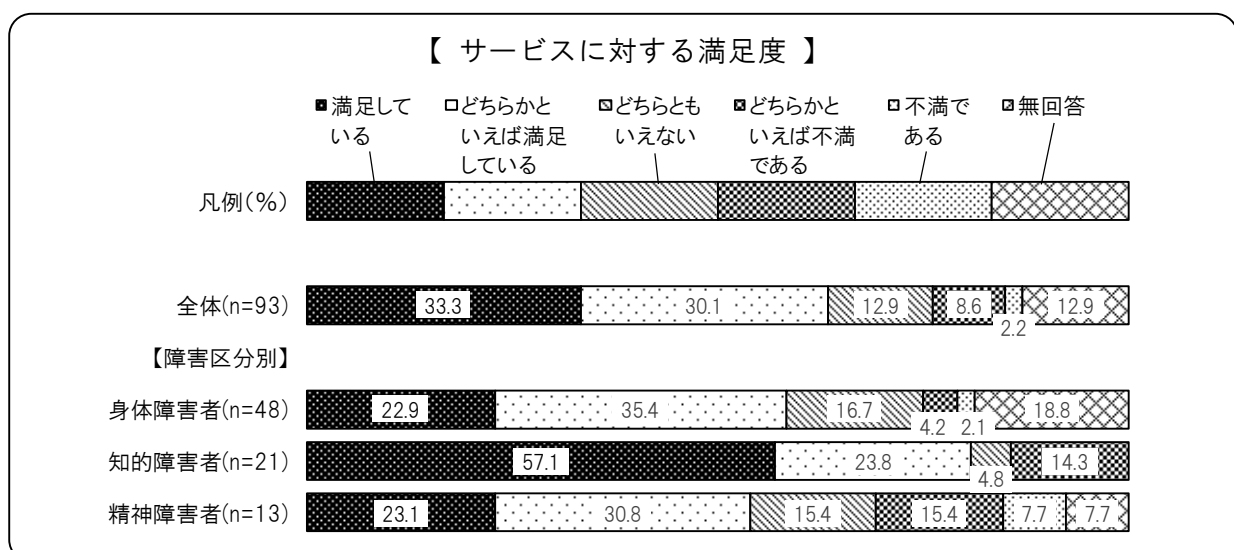
- 障害のある人の高齡化を見据えたきめ細かな支援内容の検討が必要です。
- 発達障害について、医療機関や専門の医師の確保をはじめ、適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要です。

（２）障害福祉サービスの利用について

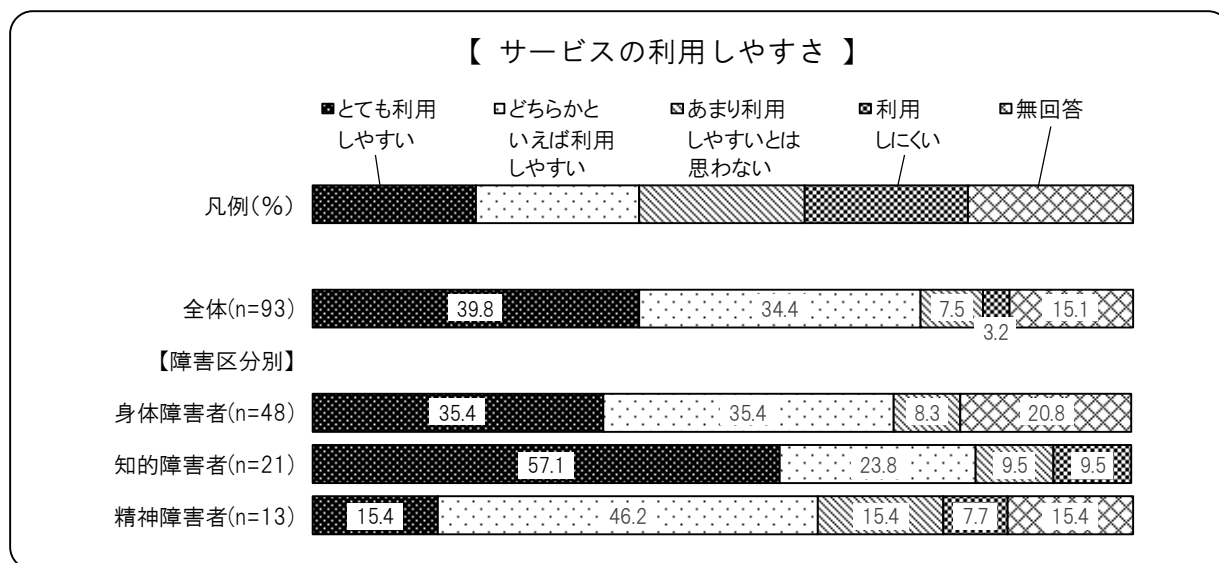
- 現在、利用しているサービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」「生活介護」「就労継続支援（Ｂ型）」「計画相談支援」の順に多く、今後新たに利用したいサービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援」「生活介護」の順に多くなっています。



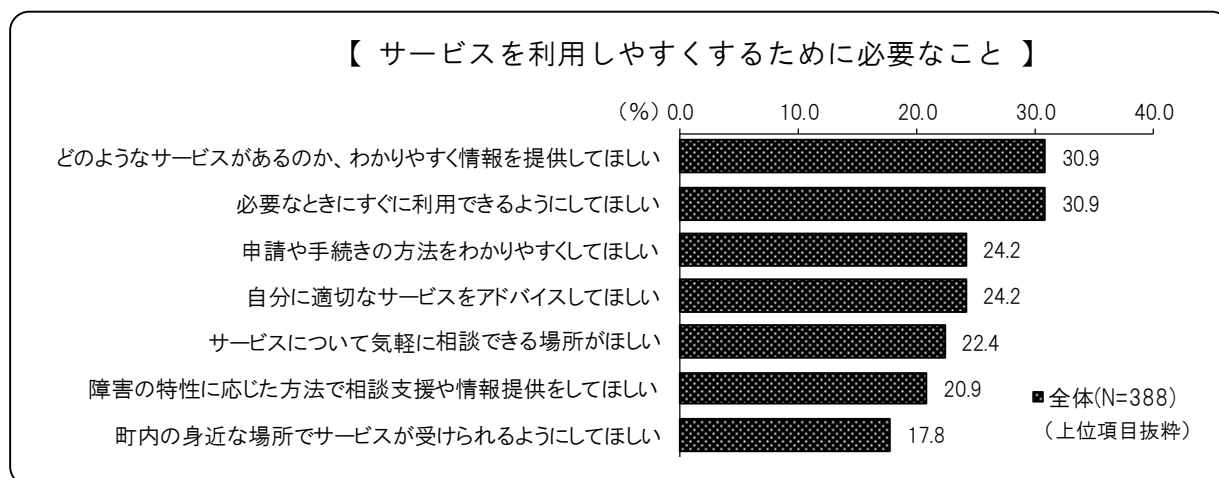
- 障害福祉サービスに対して、知的障害のある人の約８割が満足と回答していますが、身体及び精神障害のある人の満足度は６割程度となっています。



- サービスに対して、7割以上が「利用しやすい」と回答していますが、精神障害のある人では6割程度となっています。



- 今後、サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」をはじめ「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」等が求められています。



- 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるため、神石高原町が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。

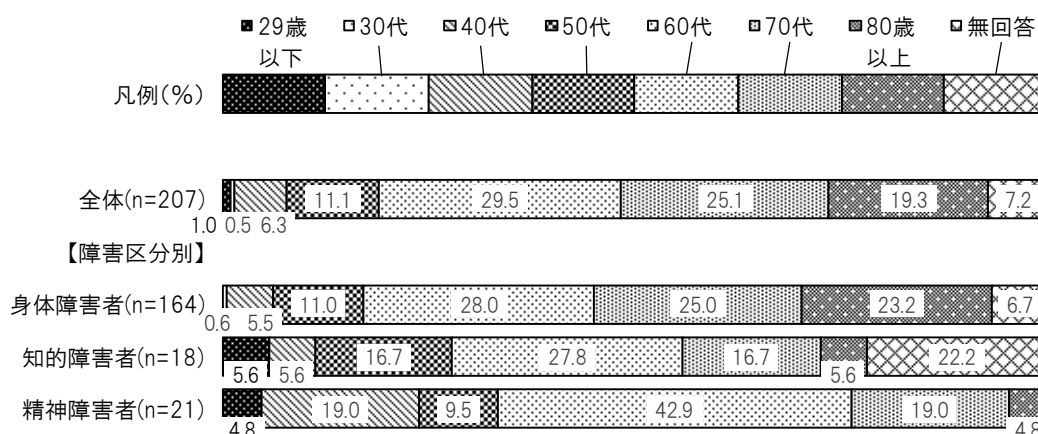
【 今後の課題・取組の方向性 】

- サービスの内容や申請の手続き等について、障害の区分や特性に配慮した分かりやすい情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図る必要があります。
- 利用したい日や時間のニーズに対する調整や改善策について、サービス提供事業所との協議の場の充実とともに、連携の強化が必要です。

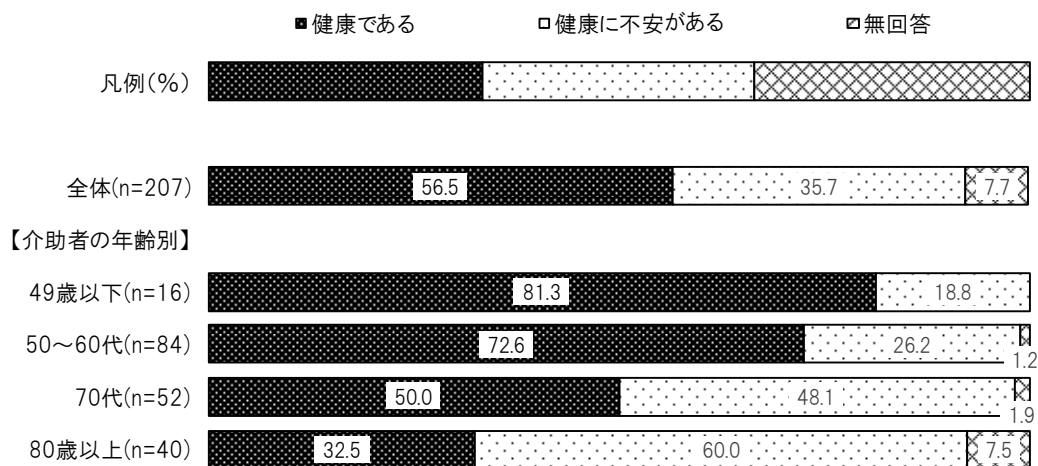
(3) 住まいや暮らしについて

- 自宅（アパート等を含む）で一人暮らしをしている人は2割未満です。
- 主な介助者は、身体障害がある人では「配偶者（夫又は妻）」「子ども」、知的障害がある人では「父又は母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」がそれぞれ多く、介助者は60代以上が7割以上を占めています。また、70代の介助者の約半数が自身の健康に不安を感じています。

【 介助者の年齢 】

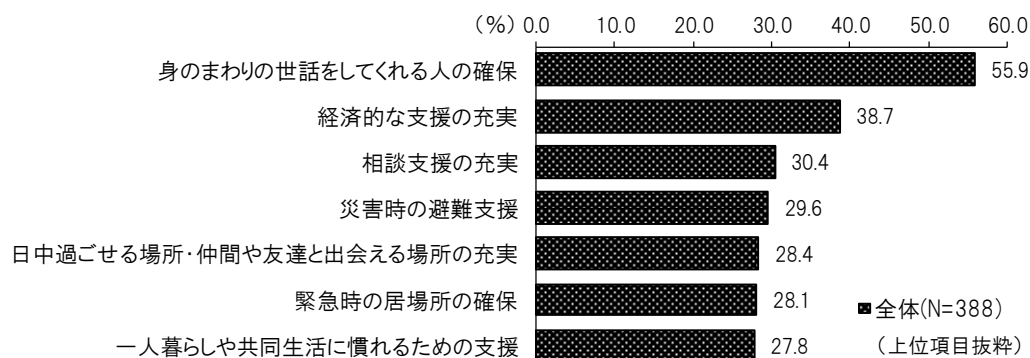


【 介助者の健康状態 】



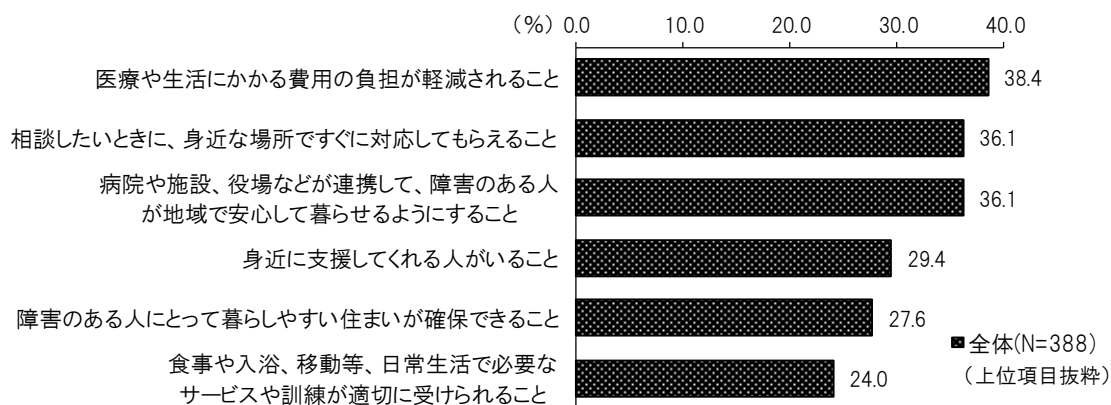
- 介助者がいなくなった場合に必要な支援としては「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」をはじめ「経済的な支援の充実」「相談支援の充実」「災害時の避難支援」の順に多くなっています。

【 介助者がいなくなった場合に必要な支援 】



- 地域で安心して暮らすために必要な支援としては「医療や生活にかかる費用負担の軽減」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」「病院や施設、役場等の連携」等が求められています。

【 地域で安心して暮らすために必要な支援 】

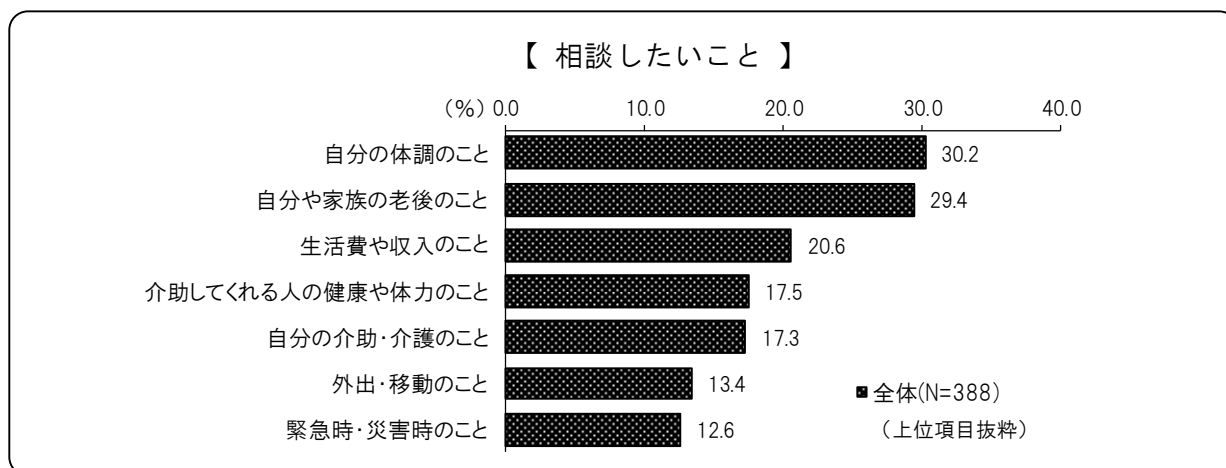


【 今後の課題・取組の方向性 】

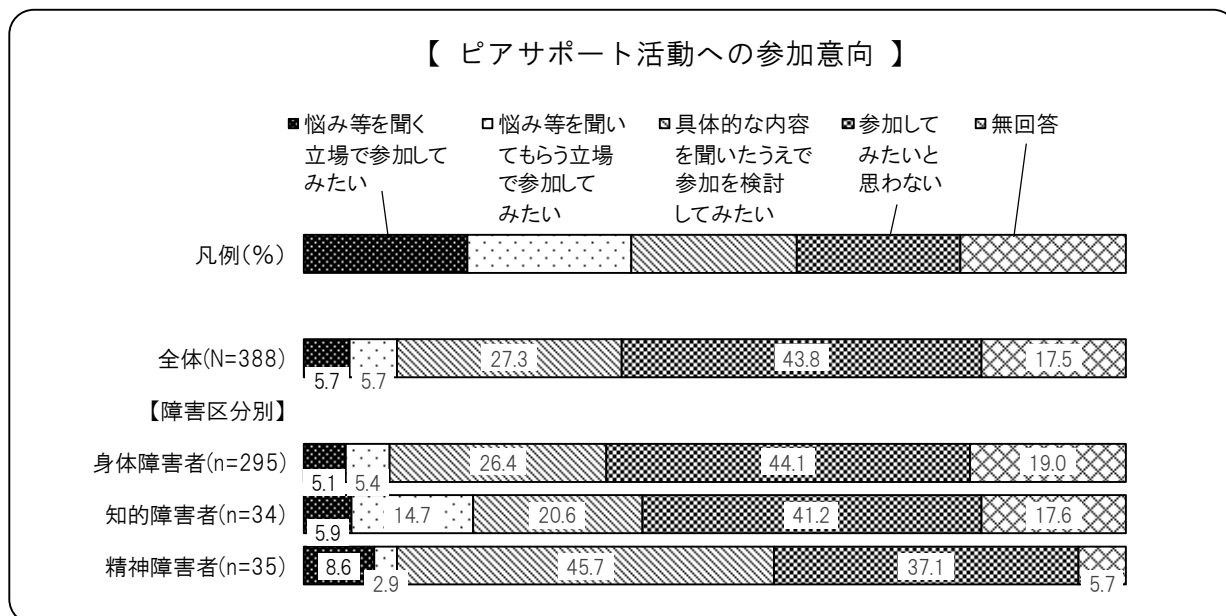
- 障害のある人の高齢化に伴い、家族介助者も高齢化し、健康に不安を持つ人が多いことがうかがえます。家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
- 介助者や親亡き後に備え、介助者の確保や相談体制の充実等、生活支援体制の充実が必要 です。

(4) 相談について

- 相談したいことは「自分の体調のこと」「自分や家族の老後のこと」「生活費や収入のこと」の順に多くなっています。特に知的障害のある人で「緊急時・災害時のこと」「支援してくれる人のこと」、精神障害のある人で「自分の体調のこと」「医療機関への受診のこと」「家族・学校・職場・近所等での人間関係のこと」等が多くなっています。



- 相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」をはじめ「身近な地域で相談できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「休日や夜間、緊急時でも相談できること」等が求められています。
- ピアサポート活動について、積極的な参加希望は少ない状況ですが、約3割が「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答しています。



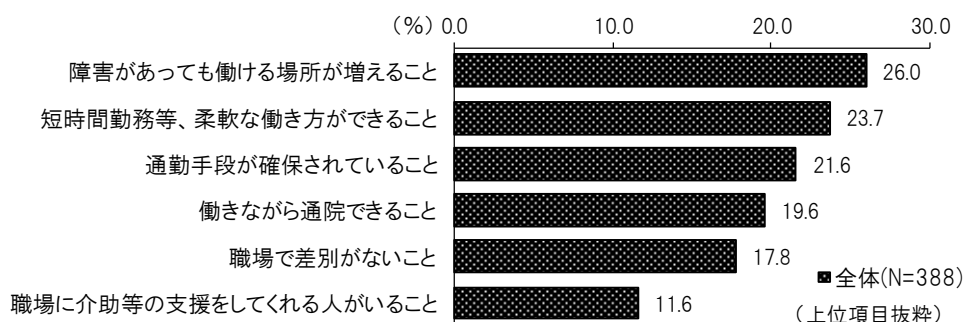
【 今後の課題・取組の方向性 】

- ワンストップ型の相談窓口が求められており、障害の特性や年齢等状況に応じた専門性のある相談体制の構築が必要です。
 - 障害のある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。
 - ピアサポート活動に対して、きめ細かな情報提供により参加を促進していく必要があります。
-

（５）就労や日中の活動について

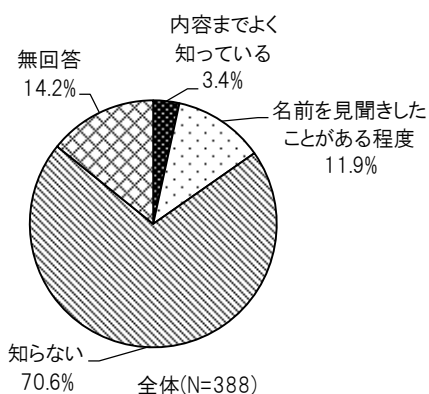
- 現在、障害のある人のうち３人に１人が就労しており、そのうち知的障害のある人の約半数が「福祉施設・作業所等」で工賃をもらって働いています。「福祉施設・作業所等」で働く人の約４割が一般就労への希望を示しており、特に精神障害がある人で希望者が多くなっています。
- 障害があっても働きやすくなるために必要なこととして「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務等柔軟な働き方ができること」「通勤手段が確保されていること」「働きながら通院できること」「職場で差別がないこと」「職場に介助等の支援をしてくれる人がいること」等へのニーズが高くなっています。

【 働きやすくなるために必要なこと 】

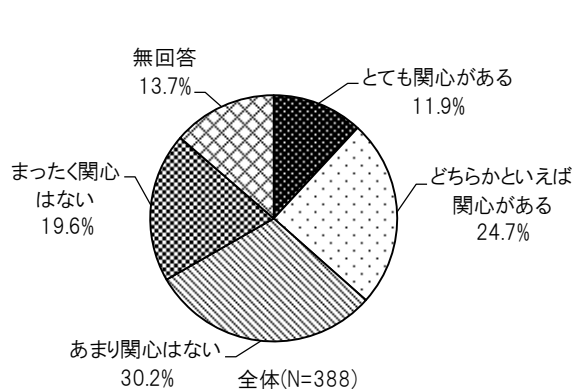


- 「農福連携」を内容まで知っている人と言葉だけ知っている人の合計は２割未満ですが、農業に従事することに対しては、３割以上が「関心がある」と回答しています。

【 農福連携の認知度 】



【 農業への関心度 】

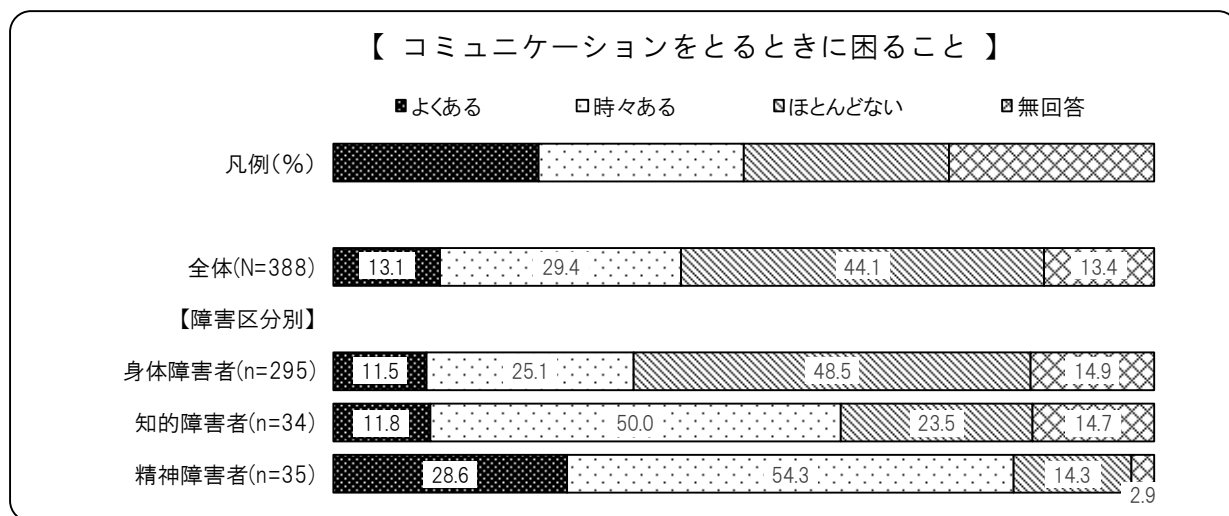


【 今後の課題・取組の方向性 】

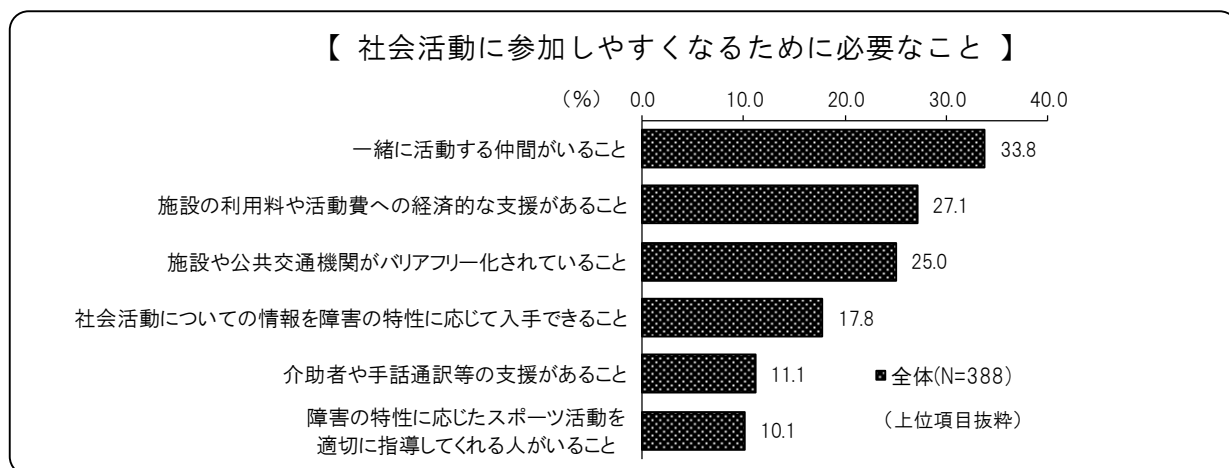
- 障害の特性に応じた就労場所の拡充、一般企業の障害者雇用に関する理解の促進、また、一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組の充実が必要です。
- 一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携し、啓発活動をはじめ、就労定着支援事業の利用を促進する必要があります。

（６）コミュニケーションや社会参加について

- 人とコミュニケーションをとるときに約４割が「困ることがある」と回答しており、特に精神障害のある人や３９歳以下で多くなっています。



- コミュニケーションをとるときに「一度にたくさんのことを言われると混乱する」「相手が何を話しているのか理解できない」等で困っている人が多く、特に知的障害のある人で困難なケースが目立っています。
- 近所の人との人間関係について、約３割が親しい人がいると回答しており「ほとんど付き合いはない」は１割程度となっています。
- 社会活動に参加しやすくなるために「一緒に活動する仲間がいること」「施設の利用料や活動費への経済的な支援」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」等が求められています。

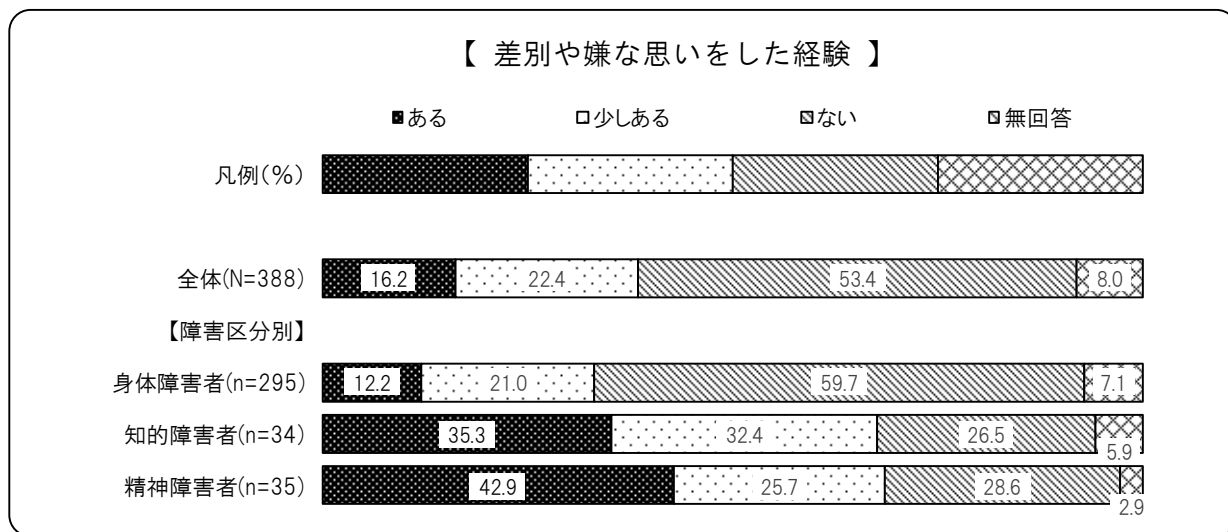


【 今後の課題・取組の方向性 】

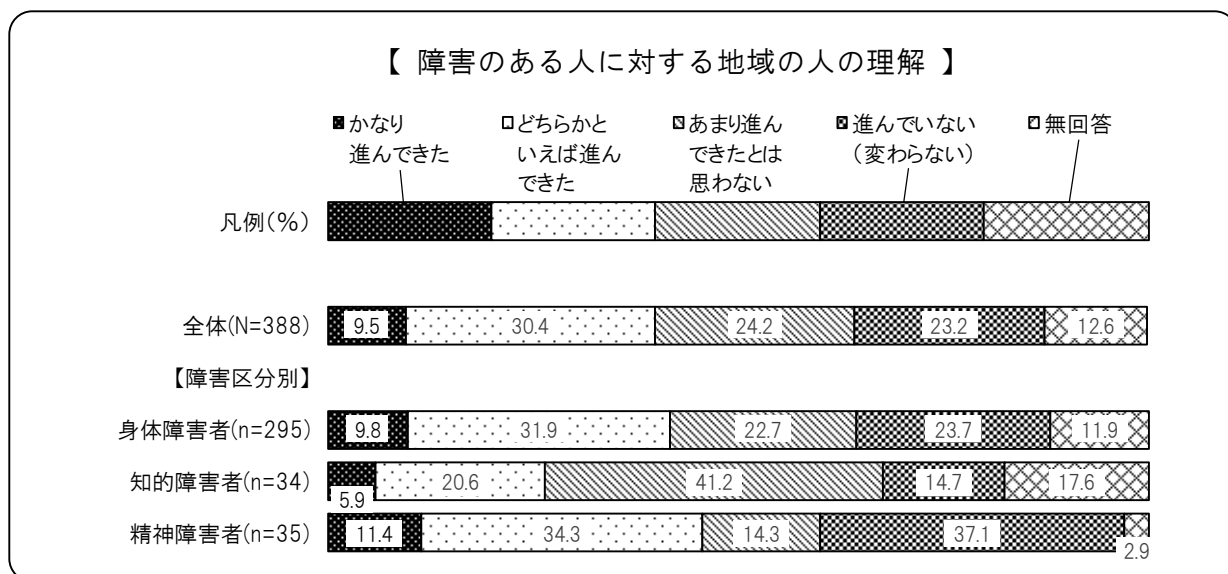
- 障害や障害のある人への正しい理解を深め、合理的配慮等地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。
- 障害のある人の地域活動への積極的な参加を促進し、社会参加や地域住民との交流を通じて、互いに理解を深めることが必要です。

(7) 障害のある人への理解や権利擁護について

- 差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約4割で、特に知的及び精神障害のある人に多くみられます。



- 障害のある人に対する地域の人々の理解について約4割が「進んできた」と回答していますが、半数近くが「あまり進んできたとは思わない（又は進んでいない）」と回答しています。



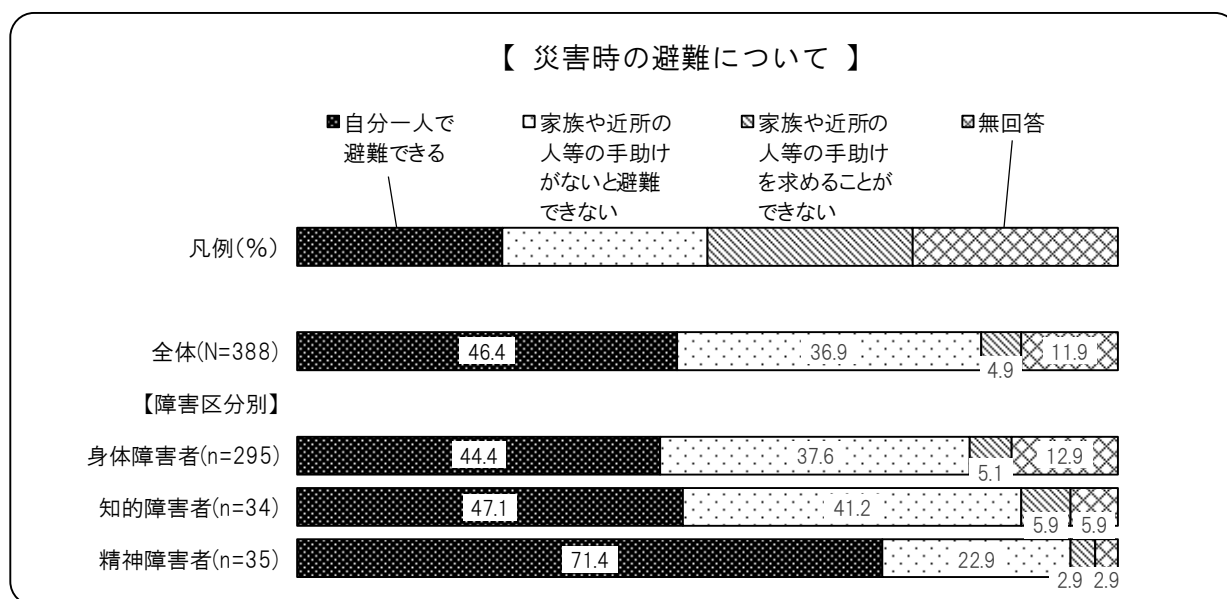
- 差別を受けた場合の相談先を「知っている」人は3割未満で、約6割が「知らない」と回答しています。
- 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるため、神石高原町が力を入れるべき取組として「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増やす」が最も多く回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

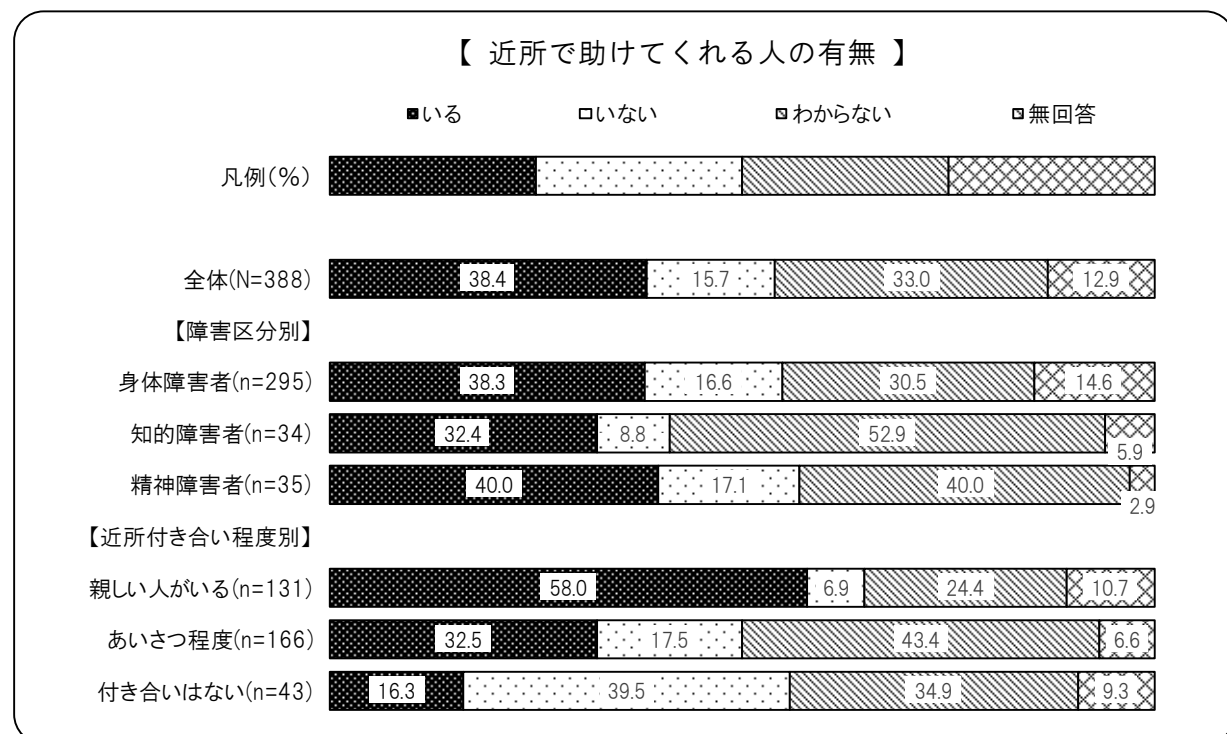
- 障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、様々な機会を通じて権利擁護に関する啓発活動を充実する必要があります。
 - 地域共生社会の実現に向けた様々な啓発等の取組を実施し、理解と協力への意識づくりを推進することが必要です。
-

(8) 災害時のことについて

- 災害時の自力での避難が困難な人は約4割を占め、特に身体及び知的障害のある人でその割合が高くなっています。

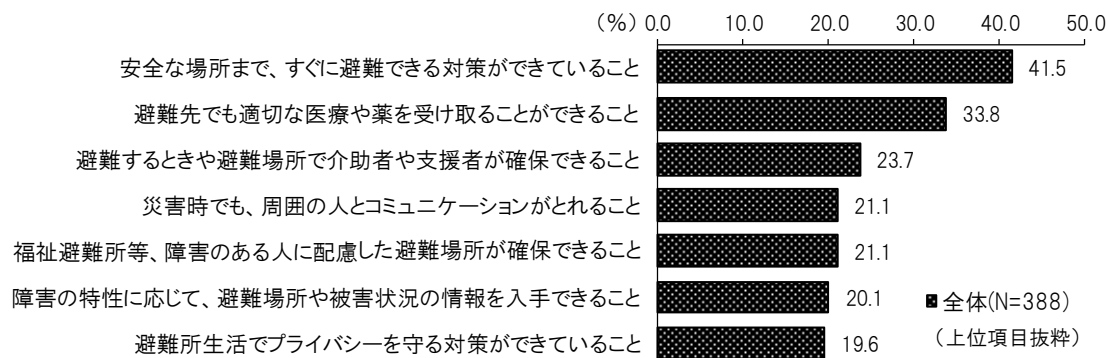


- 災害時に「近所に助けてくれる人がいる」と回答したのは約4割で、近所付き合いが薄くなるほど「近所に助けてくれる人がいない」という回答が多くなっています。



- 災害時に必要な対策として「安全な場所まですぐに避難できる対策」をはじめ「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」「避難するときや避難場所での介助者や支援者の確保」等が求められています。

【 災害時に必要な対策 】



【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障害のある人やその家族に対し、防災や防犯に対する啓発活動の推進が必要であるとともに、地域と協働して、災害時の避難対策と支援体制の充実を図ることが必要です。
- 災害時に避難の支援が必要な人の状況の把握に努め、住民自治組織と連携した災害時の支援体制づくりが必要です。

2 18歳未満調査結果

(1) 障害の状況について

- 回答者のうち、全体の約8割の子どもが発達障害の診断を受けています。

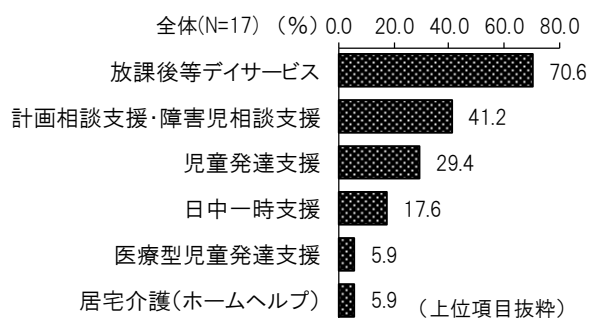
【 今後の課題・取組の方向性 】

- 発達障害に対応する医療機関や医師の確保をはじめ、適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要です。

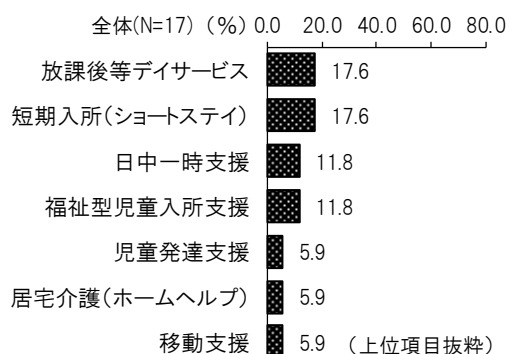
(2) 障害福祉サービスの利用について

- 現在、利用しているサービスは「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「計画相談支援・障害児相談支援」「児童発達支援」「日中一時支援」の順となっています。今後新たに利用したいサービスについても「放課後等デイサービス」が最も多くなっており、「短期入所（ショートステイ）」「日中一時支援」「福祉型児童入所支援」が続き、現在の利用に比べて介助者が不在のときの対応や外出の支援に対するニーズが目立っています。

【 現在、利用しているサービス 】

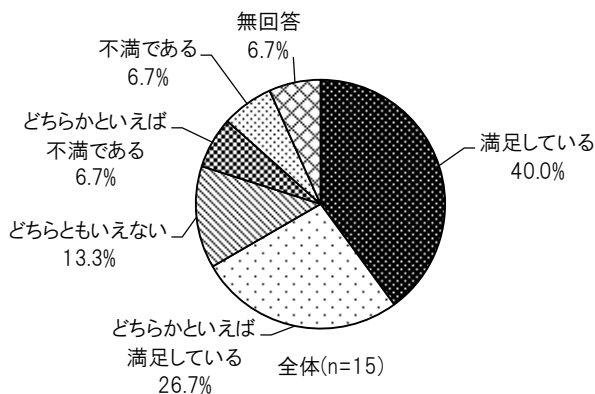


【 今後新たに利用したいサービス 】

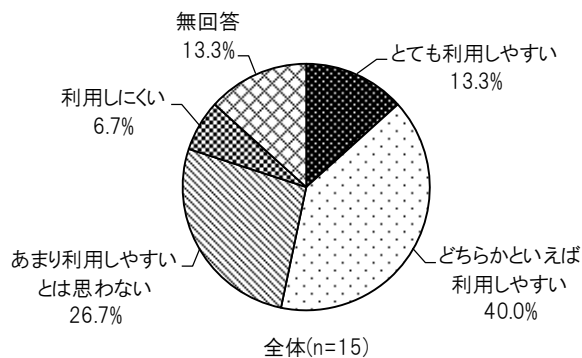


- 障害福祉サービスに対しては、6割以上が満足と回答しています。
- サービスに対しては、半数以上が「利用しやすい」と回答していますが、3割程度が不便さを感じています。

【 サービスに対する満足度 】



【 サービスの利用しやすさ 】



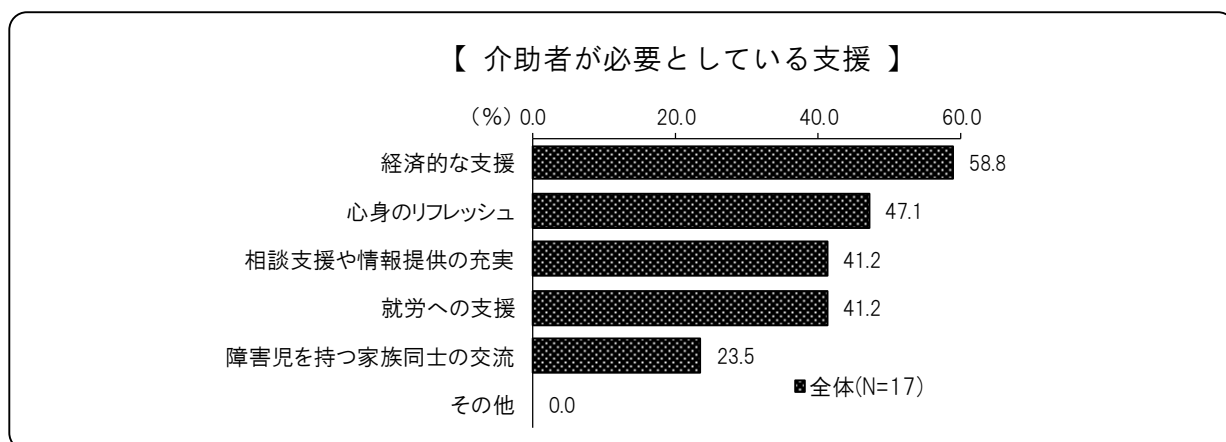
- 今後、サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「町内の身近な場所でサービスが受けられるようにしてほしい」等が求められています。
- 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるため、神石高原町が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 「放課後等デイサービス」をはじめとする、ニーズが高いサービスにおける受け入れ体制の確保が必要です。また「短期入所（ショートステイ）」「日中一時支援」等、外出や社会参加、保護者等の介助者への支援の充実が求められています。
- 障害児福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。

（３）住まいや暮らしについて

- 介助や支援に関する不安や悩みとしては「経済的な負担」をはじめ「精神的な負担」「地域の人や周囲の理解がない」「障害について学ぶ場が少ない」等が続き、必要としている支援についても「経済的な支援」のニーズが高くなっています。



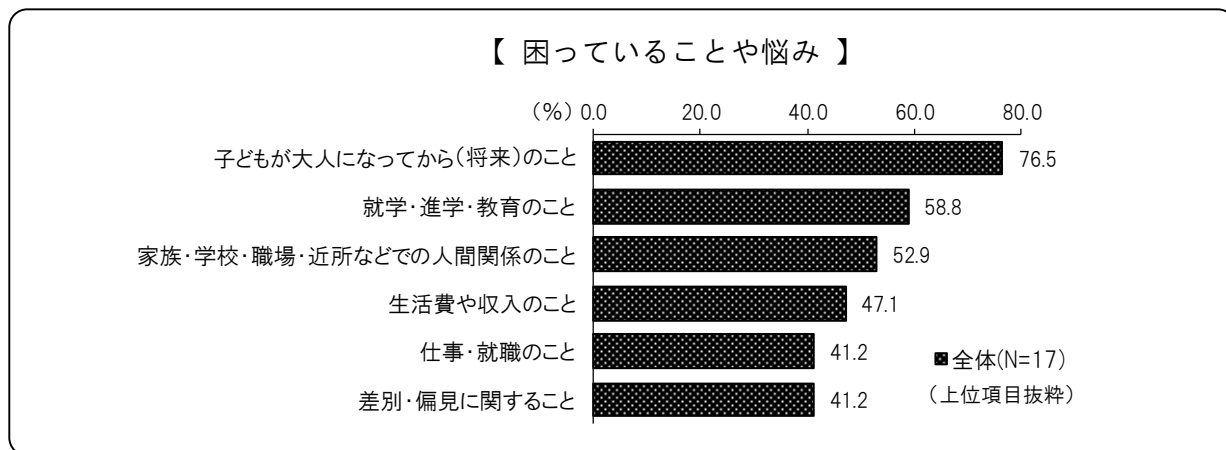
- 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるため、神石高原町が力を入れるべき取組として「医療費の助成や手当の支給等経済的な支援を充実する」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

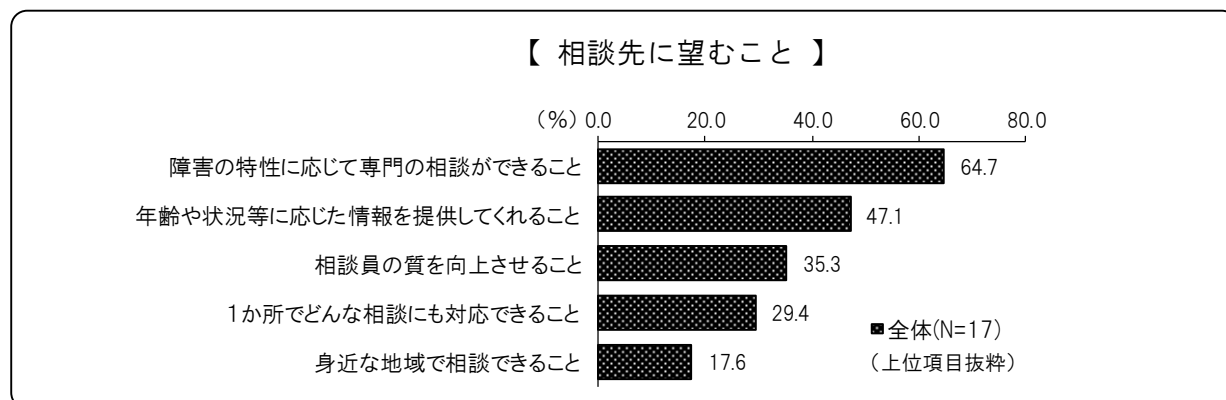
- 18 歳以上と同様、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
- 障害や発達障害のある子どもの養育に対する不安や負担を軽減するため、相談体制の充実、レスパイト事業への取組の充実が必要です。

(4) 相談について

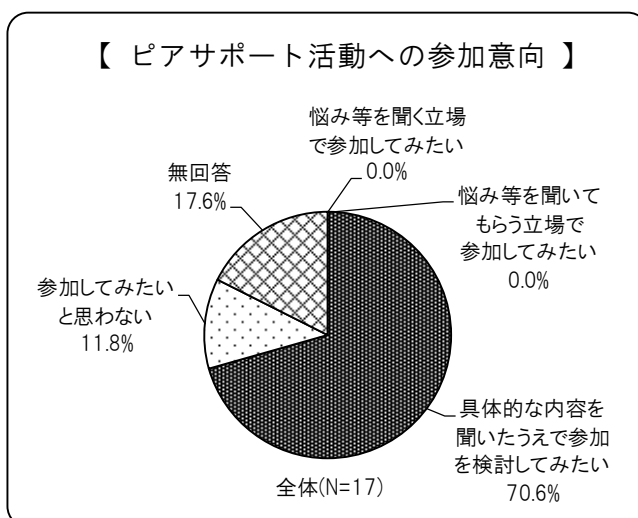
- 困っていることや悩みは「子どもが大人になってから(将来)のこと」が最も多く、次いで「就学・進学・教育のこと」「家族・学校・職場・近所等での人間関係のこと」等の順となっています。



- 相談先に望むこととしては「障害の特性に応じて専門の相談ができること」が最も多く、次いで「年齢や状況等に応じた情報を提供してくれること」「相談員の質を向上させること」等の順となっています。



- ピアサポート活動については、7割が「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答しています。



- 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるため、神石高原町が力を入れるべき取組として「就労のための支援や働く場を増やす」が最も多く回答されています。

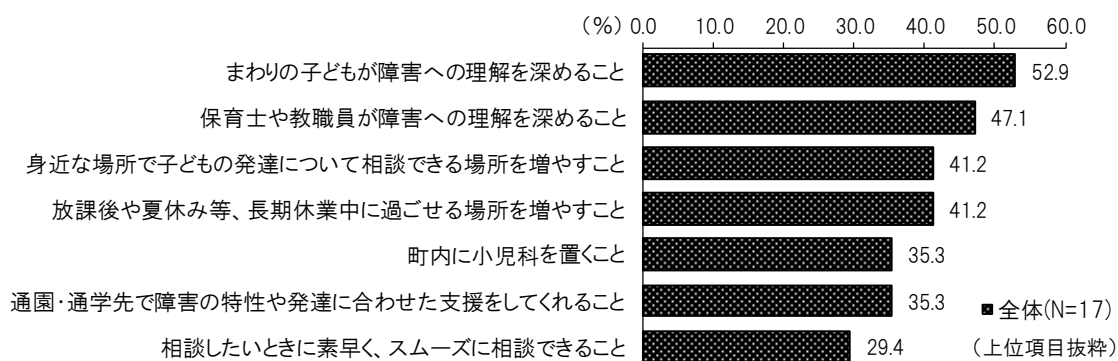
【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障害の特性に応じて、専門の相談ができる身近な相談場所が求められています。療育機関等に関する情報入手手段の周知をはじめ、相談支援の充実等、発達に障害のある子どもの早期発見及び早期支援体制の充実が必要です。
- 相談や指導、通園、通所といった子どもの状況に応じた支援が切れ目なく円滑に行われるよう、関係機関との連携が必要です。
- ピアサポート活動について、活動内容、参加することによる効果、子どもの学齢等に応じた、分かりやすい情報提供により参加を促進していく必要があります。

（５）療育・保育・教育について

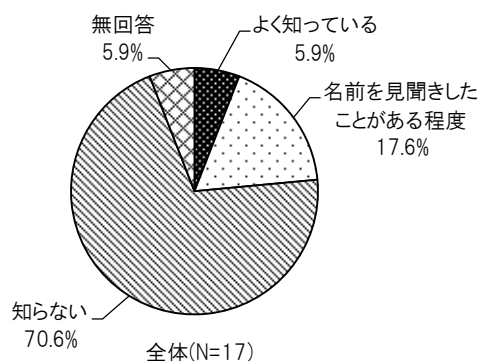
- ほとんどの子どもが学校等へ通所、通学しており、そのうち約３割が「特別支援学校」に通学しています。
- 希望する長期休業中の過ごし方については「家族・親族の誰かと一緒に過ごしたい」「放課後等デイサービス・日中一時支援を利用したい」等の回答が多くなっています。
- 発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「まわりの子どもが障害への理解を深めること」「保育士や教職員が障害への理解を深めること」が上位に回答されています。

【 発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なこと 】

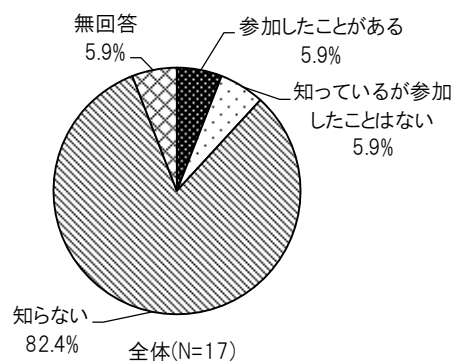


- 「ペアレントメンター」を内容まで知っている人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割程度となっています。また、ペアレントトレーニングに参加したことがある保護者は1割未満で、8割以上が「知らない」と回答しています。

【 ペアレントメンターの認知度 】



【 ペアレントトレーニングの参加経験 】



- 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるため、神石高原町が力を入れるべき取組として「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増やす」が上位に回答されています。

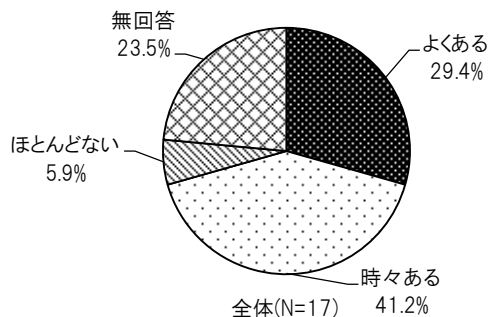
【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障害のある子どもの教育を受ける権利を守るための合理的配慮や基礎的環境の整備をはじめ「共生社会」の実現を目指すインクルーシブ教育の推進が必要です。
- 教育や保育の場において、保育士や教職員が障害への理解を深めるとともに、児童・生徒に対して、子どもの頃から障害や障害のある人に対する福祉教育の推進、人権尊重意識の醸成を図ることが必要です。
- ペアレントメンターについて、関係者だけではなく町民に周知し、理解を促進することが必要です。ペアレントトレーニングについて、活動内容や活動場所等、基本的な情報を分かりやすく、多様な手段を用いて発信することが必要です。

(6) コミュニケーションや理解促進について

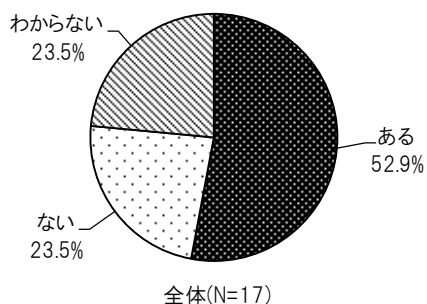
- コミュニケーションをとるときに困ることについては、7割が「ある」と回答しています。

【 コミュニケーションをとるときに困ること 】

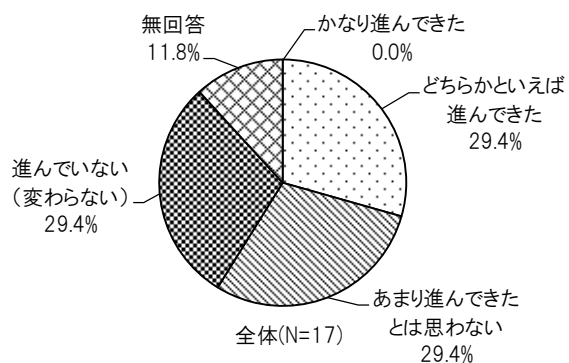


- 社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして「一緒に活動する仲間がいること」が最も多く回答されています。
- 差別や嫌な思いをした経験については、約半数が「ある」と回答しています。
- 障害のある人に対する地域の人々の理解について約3割が「進んできた」と回答していますが、約6割が「あまり進んできたとは思わない(又は進んでいない)」と回答しています。

【 差別や嫌な思いをした経験 】



【 障害のある人に対する地域の人々の理解 】



- 差別を受けた場合の相談先を「知っている」人は1割程度で、大半が「知らない」と回答しています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 地域住民に対して、障害や障害のある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供等、啓発活動の充実が必要です。
- 一緒に活動する仲間づくりや外出への支援等、社会参加を促進する取組の充実が必要です。

【2】障害者支援に関する事業所調査結果から読み取れる現状と課題

本計画の策定にあたって、町内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 障害者福祉事業を運営する上で困っていること（回答要旨）

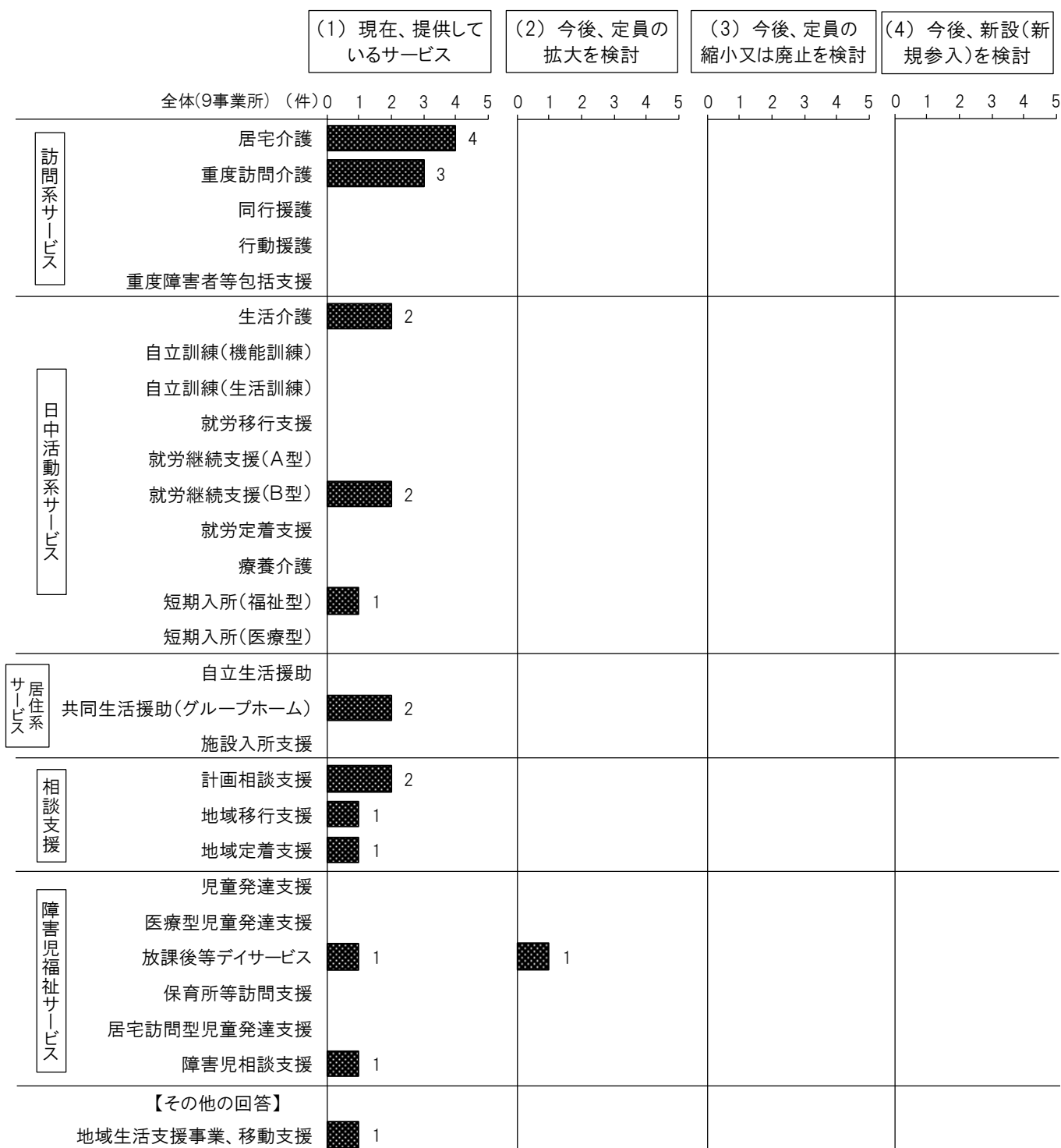
- 職員の定着、新たな職員の確保、職員の高齢化、求人を出しても集まらない。
- 職員の専門性の向上、知識や技術を身に付ける余裕がない。
- 職員の業務の負担、精神的な負担が大きい。
- 利用者は、家族への支援も必要なケースが多い。その支援についても現状のスタッフでは対応できない。
- 農業に関心があり、福祉、障害者支援にも関心のある人材が得られにくい。
- 身体機能の低下に伴う、必要な福祉用具が介護保険のようにレンタルできない。
- 利用者と担当するスタッフとの相性の問題がある。
- 複数の課題が絡み合い、問題の解決に向けた取組が思うように進まない。
- 障害福祉サービスより、介護保険サービスの方が報酬単価が高いため、そちらの利用者を優先にしていくと、障害の方のニーズに応えられないこともある。
- 利用者の自己負担額がない人がとても多いことが、介護保険サービスへの移行が難しくなっている原因ではないかと思う。
- 工房の利用日数が不定期であるため、利用者の平均工賃が下がり、報酬単価が下がってしまう。町による報酬の支援を検討してほしい。
- 三和、豊松、神石と町内全域に利用者があり、移動距離も長い。できるだけ互いの事業所に近い所の利用者へ訪問できるネットワークが作れるとよい。
- 強度の行動障害等、ケースによっては受け入れができないことがある。

2 人材を定着させるために取り組んでいること（回答要旨）

- 新入社員3か月、6か月のフォローアップ研修や運転研修、キャリアパスの研修
- 保育士資格取得に向けてのフォローや受験支援金
- キャリアに応じた給与、資格や能力に応じた人事評価
- オンライン開催も含めた、新年会、忘年会、新入社員歓迎会等社内イベントの企画、開催
- 面談の実施、職場におけるストレスや不安等の把握
- 業務に必要な資格や免許を得るための試験、スクーリング、研修を受けるための休暇
- 職業能力評価制度 セルフキャリアドック制度 ジョブカードの活用 キャリアコンサルティングを定期的に行う。キャリアコンサルティングを受けるために必要な経費を法人、施設が全額負担する。

3 障害福祉サービスの提供方針について

【 9事業所の回答の内訳 】



4 神石高原町に対する意見、ご要望、施策検討のアイデア等（回答要旨）

- 利用者の希望があり、定員増になる場合は人員確保が必要となります。その際には事業内容と一緒に神石の魅力も伝えていただけましたら幸いです。
- 障害のある人も利用できる福祉用品のレンタルがあればよい。（歩行器、杖、手すり等）
- 地域で生活するためグループホームや生活介護の事業所を作ってほしい。
- 計画相談ができる事業所を作ってほしい。
- 利用のタイミング等、地域の事情や情報等をタイムリーに提供できる資源を整えてほしい。
- 障害のある人への専門性を持つ人材、マンパワーが絶対的に不足している。サービスを展開する事業所も少なく、特定の事業所に委ねるだけでは限界があります。
- 障害福祉サービス事業は、報酬単価が低く経営も厳しい。町として経済的な支援も必要なのではないかと思います。
- 相談支援事業の人材不足は、法人だけでは解決しにくい問題であると思います。
- 特にヘルパー不足を解消するために、社協や町で障害者支援に特化したヘルパー派遣事業を実施してはどうでしょうか。
- 障害のある人の日中活動は高齢者とは異なるものであり、専門性のある生活介護、短期入所事業所も必要だと思います。
- 介護・高齢者サービスに移行するまでの中間となる居場所やサービスが必要ではないか。
- 地域生活支援事業の中の移動支援について、対応する事業所をもっと増やす必要がある。
- サービス報酬単価を引き上げる。
- 町のホームページには各種サービス、簡単な説明はありますが、申請用紙のダウンロードができないものが多く、あまり親切な案内とは言えません。庄原市等を参考にしてください。

【3】障害者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる現状と課題

本計画の策定にあたって、町内の障害者支援関係団体に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 支援活動を行う上で、困っていること（回答要旨）

- 会員の高齢化、固定化、会への出席者が少ないこと、新規の会員が増えないこと。高齢化に伴い活動場所が限定されること。
- 役員の高齢化、次の役員のなり手がいない。
- 会員の減少
- 新規加入者の減少や声掛けの難しさ
- 時間や日数の制約があるため、急な対応ができない。
- 毎年平均 20 数名が新たに身障手帳を交付されているが、入会がない。
- 障害者であることを本人が認めたがらない。

2 分野別にみた問題点や課題、必要と思う取組や課題（回答要旨）

（1）障害福祉サービスの提供について

- 通院時の送迎
- ニーズに対する提供量の充足感を感じている。ただ、サービスについて、どういう場面でどのようなサービスが受けられるのか、もっと情報提供してほしい。
- 障害者雇用やその他のことに関して情報提供や相談対応
- 担当職員の知識や意識の向上
- 町内に社会資源が少ないため、ニーズの充足は難しい。他市町の資源について情報を把握しておく必要があると考える。
- 障害者が出歩く場合一番困るのがトイレ、多目的トイレを増やしていただきたい。

（2）相談支援体制について

- 民生委員として住民の身近な相談相手として訪問し、必要に応じて行政機関のつなぎ役となり、見守りや訪問活動を行っています。
- 障害者とその家族は孤立しがちです。声掛けや相談しやすいよう普段から関わりを持つことが必要
- 個々の困惑やニーズを理解していただくためにも、個別相談等に取り組んでほしい。
- 集まれる場所づくり
- 障害者の相談は、基本的に福祉課でワンストップの相談体制となっているが、対応できる職員が常にいるとは限らないため、専属の職員や専門ダイヤルを設ける等の工夫が必要、また一日に何件くらい相談があるかデータを収集して検討する必要がある。

(3) 雇用・就労の促進

- 町内で就労する場が少ない。
- 町外に通所するための支援について情報を提供してほしい。
- 就労について相談できる環境づくり
- ハローワークとの連携の強化
- 公的な所はバリアフリー等で段差は少なくなってきたが、一般企業ではまだ段差がある。

(4) 療育・保育・教育の充実

- 社会性を身に付けるためにも、障害の有無にかかわらず皆の中での活動を充実させてほしい。
- 皆の中での居場所が特別でないように対応できる体制
- 気軽に相談したり、話ができたりする場所、環境
- 今回のアンケートの中で、子どもたちの障害への理解、教師や保育士の障害への理解の要望が多かったことから、それをどうしていくのか担当課による検討が必要だと思う。
- 新規の放課後等デイサービスの開設は本当に良かったと思う。
- ペアレントトレーニングは必要だと思うので、町内で受けられる体制を整えられるとよいと思う。

(5) 権利擁護・差別解消の推進

- 民生委員として、児童も障害もそして高齢者も全ての分野で「虐待防止法」があるということを知った上で活動していくことが必要です。
- 配慮は必要だけど、社会の中で見守りながら活動させてほしい。
- 関わりを持つ機会を増やし、話しやすい関係を築く。そして困りごとに気付くこと。
- 障害のある人や子どもの多くは差別を感じている。障害への理解を深める活動は継続的に行われるべきである。民生委員、母子推進員等、町の大切な役割を担っている方への研修会等も充足していく必要があると思う。

(6) 地域での生活を支援する取組の充実

- 両親が亡き後、障害者本人だけの生活ができること。
- 神石高原町では、グループホームが男性用しかないので、女性が利用できるグループホームの新設を希望する。
- 個々に応じた支援ができる環境づくりをしてほしい。

3 神石高原町に対する意見、ご要望、施策検討のアイデア等（回答要旨）

- 災害時における地域の障害のある人の情報の共有について、高齢者の避難行動、要支援者への対応はある程度共有できていますが、障害のある人の情報は十分とはいえない。今後は行政機関や自主防災組織との意見交換を深める中で情報の共有ができることを願っています。
- 個々の相談が気軽にできる場所づくりとそれに対応できる人材の育成
- 障害児については町の発達支援システムを構築、充足が不可欠（せっかくのプロジェクトで検討してきたものを進めていただきたい。）
- アンケートの取り方について、満足度について前のものと比較できるように工夫すべきだ。満足度が上がれば取組やプランが有効だということが分かり、支援者のモチベーションも上がると思う。

第4章 前期計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者15人のうち1人（6.7％）を削減目標としていますが、令和4（2022）年度末では施設入所者削減数は0人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	15人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末の施設入所者数	14人	15人	—
③ 令和5(2023)年度末の施設入所者の削減見込者数(①－②)	1人	0人	—
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	6.7%	0%	①から1.6%以上削減
⑤ 令和5(2023)年度末の施設入所者の地域移行者数	1人	0人	—
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	6.7%	0%	①の6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、令和4（2022）年度末で1箇所整備しており、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回実施しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	1箇所	各市町村又は各圏域に1つ以上確保
② 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1回	1回	年1回以上、運用状況を検証及び検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において2人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では0人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	—	①の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において1人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では0人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	0人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の1.30倍以上

（３）就労継続支援Ａ型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援Ａ型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和５（２０２３）年度は移行者を見込んでいません。

	令和５（２０２３）年度末の目標数値	令和４（２０２２）年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元（２０１９）年度末時点の就労継続支援Ａ型事業利用者から一般就労への移行者数	０人 （基準値）	—	—
② 令和５（２０２３）年度末時点の就労継続支援Ａ型事業利用者から一般就労への移行者数	０人	０人	—
③ 一般就労移行割合（②／①）	—	—	①の１．２６倍以上

（４）就労継続支援Ｂ型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援Ｂ型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和５（２０２３）年度末において１人とすることを目標としていますが、令和４（２０２２）年度末では０人となっています。

	令和５（２０２３）年度末の目標数値	令和４（２０２２）年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元（２０１９）年度末時点の就労継続支援Ｂ型事業利用者から一般就労への移行者数	１人 （基準値）	—	—
② 令和５（２０２３）年度末時点の就労継続支援Ｂ型事業利用者から一般就労への移行者数	１人	０人	—
③ 一般就労移行割合（②／①）	１．０倍	—	①の１．２３倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数

令和5（2023）年度末までに一般就労に移行する2人のうち1人が就労定着支援を利用することを目標としていますが、令和4（2022）年度末では一般就労への移行はありませんでした。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2人	0人	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	—
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	50.0%	0.0%	①の7割

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所において就労定着率を8割以上にすることについては、就労定着支援事業所を未設置のため見込んでいません。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業所数	0箇所	0箇所	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	0箇所	0箇所	—
③ 令和5(2023)年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	0.0%	0.0%	①の7割以上

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数は、目標値を大きく上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	—
② 保健、医療(精神科及び精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	10 人	10 人	10 人	10 人	19 人	21 人	—
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回	0 回	0 回	0 回	—
④ 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	—
⑤ 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	—
⑥ 精神障害者の共同生活援助の利用者数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	—
⑦ 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	—

注：④～⑦は月間利用者数

5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、本町では未設置となっています。

重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所は、未設置となっています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは配置していますが、医療的ケア児支援のための協議の場は未設置となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	無	各市町村に利用できる体制を構築
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有	無	各都道府県、各圏域、各市町村において協議の場を設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有	各都道府県、各圏域、各市町村においてコーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数は、目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有	有	有	—
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件	2 件	12 件	7 件	—
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件	2 件	2 件	0 件	0 件	0 件	—
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	1 回	2 回	2 回	1 回	1 回	0 回	—

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質を向上させるための取組については、おおむね目標どおりとなっています。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数		1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	1 人	—
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	有	有	有	有	有	無	—
	実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	0 回	—

8 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援については、ピアサポートの活動への参加者数は令和5（2023）年度で6人となっています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	—	—	0人	0人	0人	—
② ペアレントメンターの人数	—	—	—	0人	0人	0人	—
③ ピアサポートの活動への参加人数	—	—	—	4人	4人	6人	—

【2】第6期障害福祉計画の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護の利用者数はおおむね横ばいですが、利用時間数は増加しています。

訪問系サービスの合計をみると、利用者数、利用時間数共に計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	利用者数/月	15	17	16
	利用時間数/月	305	319	351
重度訪問介護	利用者数/月	1	1	1
	利用時間数/月	6	13	7
行動援護	利用者数/月	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0
同行援護	利用者数/月	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0
合 計	利用者数/月	16	18	17
	利用時間数/月	311	332	358

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
合 計	利用者数/月	21	21	21	16	18	17
	利用時間数/月	360	360	360	311	332	358

注：令和5(2023)年度の実績値は見込み(以下同様)

2 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、利用日数共に計画値を下回っています。

療養介護の利用者数は、計画どおりです。

短期入所（福祉型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、利用日数は計画値を下回っています。

就労継続支援（A型）は、利用者数、利用日数共に計画値を大きく上回っていますが、就労継続支援（B型）は利用者数、利用日数共に計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	利用者数/月	35	35	35	34	30	30
	利用日数/月	676	676	676	677	611	598
療養介護	利用者数/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	2	2	2	2	1	1
	利用日数/月	14	14	14	6	1	4
短期入所 (医療型)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	2	2	2	0	0	0
	利用日数/月	10	10	10	0	0	0
就労移行支援	利用者数/月	3	3	3	0	1	1
	利用日数/月	50	50	50	0	23	18
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	1	1	1	5	4	5
	利用日数/月	23	23	23	112	81	87
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	45	45	45	42	42	43
	利用日数/月	747	747	747	709	682	648
就労定着支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0

3 居住系サービス

施設入所支援の利用者数はおおむね計画どおりですが、共同生活援助（グループホーム）の利用者数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	26	26	26	25	23	23
施設入所支援	利用者数/月	15	15	14	15	15	15
自立生活援助	利用者数/月	1	1	1	0	0	0

4 相談支援

計画相談支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	利用者数/月	27	27	27	26	24	16
地域移行支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0

5 地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業については、情報・意思疎通支援用具及び排せつ管理支援用具の利用件数は、計画値を下回っています。

移動支援事業の利用者数は、計画値を上回っています。

日中一時支援事業の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	無	無	無
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター機能強化事業	事業所数	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	1	1	1	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	無	無	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数/年	1	1	1	1	2
	手話通訳者設置事業	箇所数	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	1	1	1	0	0
	自立生活支援用具	利用件数/年	1	1	1	0	0
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	2	2	2	0	1
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	5	5	5	1	1
	排せつ管理支援用具	利用件数/年	340	340	340	327	250
	住宅改修費	利用件数/年	2	2	2	0	0
移動支援事業	利用者数/月	12	12	12	9	16	14
	延べ利用時間数/月	54	54	54	26	61	66
地域活動支援センター事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数/月	7	7	7	4	7	6
	延べ日数/月	36	36	36	16	49	33
自動車免許取得・改造費助成事業	利用者数/年	1	1	1	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	0	1	1	0	0	0

【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況

1 障害児通所支援等

児童発達支援（福祉型）は、利用者数、利用日数共に計画値を下回っていますが、放課後等デイサービスは、利用者数、利用日数共に計画値を大きく上回っています。

障害児相談支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援 (福祉型)	利用者数/月	4	4	4	2	2	2
	利用日数/月	31	31	31	7	17	16
児童発達支援 (医療型)	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	利用日数/月	1	1	1	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数/月	10	10	10	11	14	26
	利用日数/月	80	80	80	122	119	232
保育所等 訪問支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	利用日数/月	1	1	1	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	利用日数/月	1	1	1	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	4	4	4	4	3	2
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	1	1	1	1	1	1

第5章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

【1】国の基本指針について

1 基本指針の見直し

令和5（2023）年5月19日、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部の改正が告示されました。

基本指針は、市町村及び都道府県が、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6（2024）～令和8（2026）年度までの「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

【基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
3 福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
5 発達障害者等支援の一層の充実	・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6 地域における相談支援体制の充実強化	・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7 障害者等に対する虐待の防止	・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

基本指針	見直しのポイント
9 障害福祉サービスの質の確保	・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10 障害福祉人材の確保・定着	・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14 その他：地方分権提案に対する対応	・ 計画期間の柔軟化 ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和 8（2026）年度末の成果目標について、次のとおり掲げています。

【 成果目標（令和 8（2026）年度末の目標）の見直しのポイント 】

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和 4 年度末施設入所者数の 6 %以上
- 施設入所者数：令和 4 年度末の 5 %以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
- 精神病床における 1 年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上

3 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の 1.28 倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

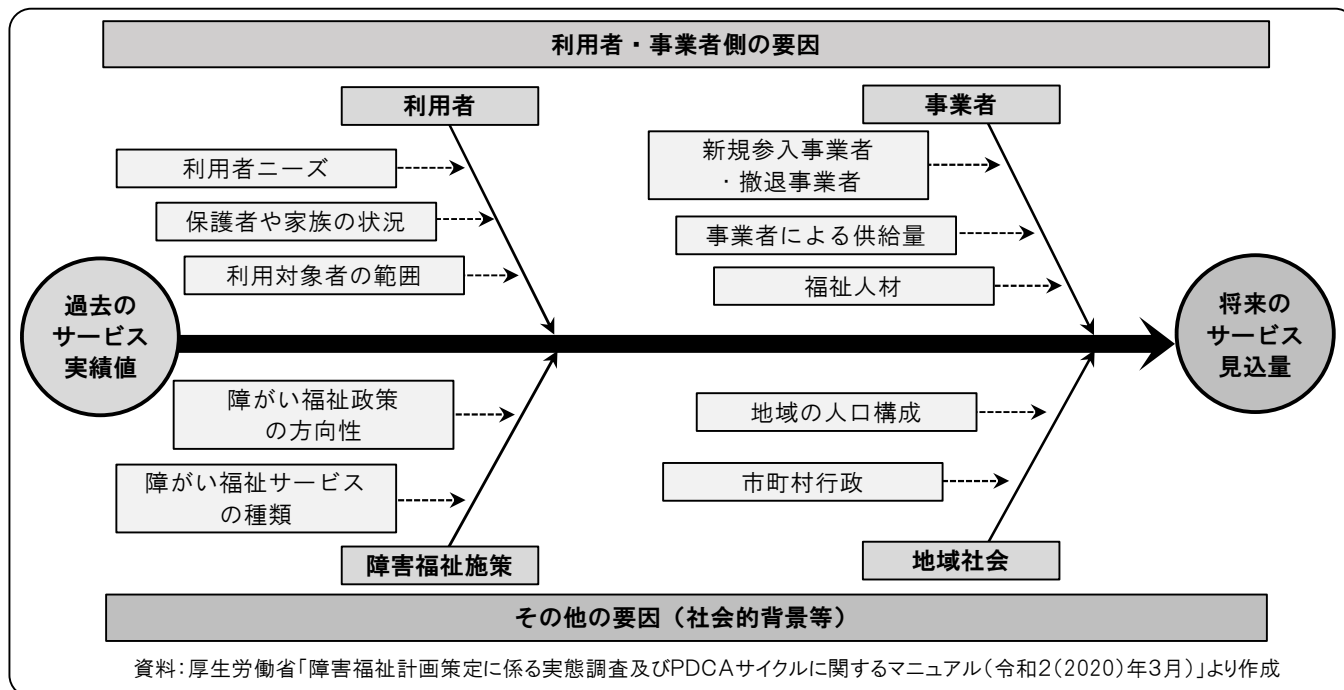
6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【参考資料／障がい福祉サービス見込量の算出にあたっての考え方】



【2】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8（2026）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和4（2022）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- ② 令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■ 本町の目標 ■

（1）施設入所者の地域生活への移行

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数15人に対して、令和8（2026）年度末までに1人（6.7%）が地域で暮らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者数	15人	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	1人	・令和8(2026)年度末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	6.7%	(B/A)

（2）施設入所者の削減

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数15人に対して、令和8（2026）年度末までに施設入所者数を1人（6.7%）減らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者の削減数	1人	・令和8(2026)年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	6.7%	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

2 地域生活支援の充実

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和 8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- ② 令和 8（2026）年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■ 本町の目標 ■

（１）地域生活支援拠点等の状況

- 令和 8（2026）年度末までに、コーディネーターを 1 人、障害福祉サービス事業所等の担当者を 4 人配置し、運用状況の検証及び検討を年 1 回実施します。

	令和8(2026)年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1 箇所
② コーディネーターの配置人数	1 人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	4 人
④ 運用状況の検証及び検討 （支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数）	1 回/年
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の構築	有

（２）強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

- 令和 8（2026）年度末までに、強度行動障害を有する障害者のニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携し支援体制を整備します。

	令和8(2026)年度
① 強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施	有
② 強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【 福祉施設から一般就労への移行に関する目標 】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ③ 上記①のうち、就労継続支援A型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目指す。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援B型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目指す。
- ⑤ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【 就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標 】

- ⑥ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【 就労定着支援事業所利用後の就労定着率※に関する目標 】

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※ 過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

■ 本町の目標 ■

- 令和 8（2026）年度末までに 3 人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和 8（2026）年度末までに 1 人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援 A 型事業利用者から、令和 8（2026）年度末までに 1 人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援 B 型事業利用者から、令和 8（2026）年度末までに 1 人が一般就労することを目指します。
- 令和 8（2026）年度末までに 1 人が就労定着支援を利用することを目指します。

	令和 3 (2021) 年度	令和 8 (2026) 年度	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	1 人	3 人	3.0 倍 (1.28 倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	0 人	1 人	— (1.31 倍)
③ 就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数	0 人	1 人	— (1.29 倍)
④ 就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数	1 人	1 人	1.0 倍 (1.28 倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	0 人	1 人	— (1.41 倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合を 5 割以上にすることを目指します。

	令和 8(2026) 年度
就労移行支援事業所数	1 箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所数	1 箇所
一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	100% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率を 7 割以上にすることを目指します。

	令和 8(2026) 年度
就労定着支援事業所数	1 箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が 7 割以上の事業所数	1 箇所
就労定着率が 7 割以上の事業所の割合	100% (25%以上)

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援等を推進します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑧ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本町の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	21 人	21 人	21 人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
④ 精神障害者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人
⑤ 精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人
⑥ 精神障害者の共同生活援助	1 人	1 人	1 人
⑦ 精神障害者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人
⑧ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	1 人

注：④～⑧は月間利用者数

5 障害児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ⑥ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■ 本町の目標 ■

	令和8 (2026)年度
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所
② 保育所等訪問支援事業所の箇所数	1 箇所
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1 箇所
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制の構築	1 箇所
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人

6 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- ④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- ⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- ⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■ 基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	0 箇所	0 箇所	1 箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	0 件	1 件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	0 件	1 件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	0 回	1 回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	0 回	1 回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	1 人

■ 国の基本指針 ■

- ⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- ⑧ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- ⑨ 協議会の専門部会の設置の有無
- ⑩ 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■ 協議会での検討状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1 回	1 回	1 回
⑧ 参加事業者・機関数	7	7	7
⑨ 専門部会の設置	有	有	有
⑩ 専門部会の実施回数	2 回	2 回	2 回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■ 国の基本指針 ■

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。
- ③ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無
- ④ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有回数

■ 本町の目標 ■

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		1 人	1 人	1 人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	有	有	有
	実施回数	1 回	1 回	1 回
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無		有	有	有
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数		1 回	1 回	1 回

8 発達障害者等に対する支援

■ 国の基本指針 ■

- ① 現状のペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- ② 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③ 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■ 本町の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	3 人	3 人	3 人
② ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施者数	1 人	1 人	1 人
③ ペアレントメンターの人数	2 人	2 人	2 人
④ ピアサポートの活動への参加人数	10 人	10 人	10 人

【3】第7期障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害のある人を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害のある人のニーズの分析等を踏まえて、次のとおり設定します。

1 訪問系サービス

【事業の概要】

事業名	事業内容
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障害のある人の自宅に、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある人に対して、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。
行動援護	知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障害のある人に対して、ホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対し、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	利用者数/月	15	17	16	17	17	18
	利用時間数/月	305	319	351	362	362	382
重度訪問介護	利用者数/月	1	1	1	1	1	1
	利用時間数/月	6	13	7	8	8	8
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数/月	0	0	0	2	2	2
	利用時間数/月	0	0	0	15	15	15
合 計	利用者数/月	16	18	17	20	20	21
	利用時間数/月	311	332	358	385	385	405

注：令和5(2023)年度の実績値は見込み(以下同様)

【 見込量設定の考え方 】

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用量 360 時間/月、実利用者数 21 人/月としていました。令和4（2022）年度実績では、利用量 332 時間/月、実利用者数 18 人/月となり、見込量を下回っています。第7期計画では、これまでの利用実績や今後の利用者の見通しを基に算出しました。

訪問系サービスの見込量確保のための方策

- 日常生活を営むことに支障がある障害のある人に対して、福祉施設から地域生活への移行も考慮した上で、今後の利用意向が高い居宅介護を中心に、訪問系サービスの充実を図ります。障害の特性や町内での地域間格差等に留意し、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保のためサービス提供事業所等と連携することに努めます。

2 日中活動系サービス

【 事業の概要 】

事業名	事業内容
生活介護	常時介護が必要な障害のある人に対し、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とし、障害支援区分6で筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重度心身障害のある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間及び夜間も含め入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立訓練 （機能訓練）	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障害のある人を対象に、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障害、精神障害のある人を対象に、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識及び能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用、在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練を行います。
就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。
就労継続支援 （B型）	一般企業等で雇用されることが困難な障害のある人のうち、一般企業等に雇用されていた障害のある人で、その年齢や心身の状態その他の事情により引き続き当該一般企業等に雇用されるに至らなかった者、その他の一般企業等に雇用されることが困難な者に、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、生活リズムや体調の管理等に関する問題解決に向けて、職場や関係機関等との連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	利用者数/月	34	30	30	31	32	33
	利用日数/月	677	611	598	620	630	640
療養介護	利用者数/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	2	1	1	2	3	4
	利用日数/月	6	1	4	14	21	28
短期入所 (医療型)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数/月	0	0	0	10	10	10
就労移行支援	利用者数/月	0	1	1	1	1	1
	利用日数/月	0	23	18	23	23	23
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	5	4	5	6	7	8
	利用日数/月	112	81	87	138	161	184
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	42	42	43	44	45	45
	利用日数/月	709	682	648	704	720	736
就労定着支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1

【 見込量設定の考え方 】

① 生活介護

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用量 676 日/月、実利用者数 35 人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用量 611 日/月、実利用者数 30 人/月となり、見込量を下回りました。

第7期計画では、実利用者数等の実績を基に、令和6（2024）年度以降の利用者数を見込みました。

② 療養介護

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、実利用者数 2 人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、実利用者数 2 人/月となり、令和4（2022）年度の見込量と同様となっています。

第7期計画では、第6期の現利用者が引き続き利用するものと見込みました。

③ 短期入所

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用量14日/月、実利用者数2人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用量1日/月、実利用者数1人/月となり、見込量を下回りました。

第7期計画では、今後の利用希望を想定し、令和6（2024）年度以降の利用者数を見込みました。

④ 自立訓練（機能訓練）

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用者なしとしていましたが、令和4（2022）年度も、実績がなく、見込量と同様となりました。

第7期計画では、第6期計画における見込量に準拠しました。

⑤ 自立訓練（生活訓練）

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用量10日/月、実利用者数2人/月としていましたが、令和4（2022）年度の実績はありませんでした。

第7期計画では、今後の利用希望を想定して、令和6（2024）年度以降は、1人の利用を見込みました。

⑥ 就労移行支援

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用量50日/月、実利用者数3人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用量23日/月、実利用者数1人/月となり、見込量を下回りました。

第7期計画では、前期見込量に準拠し、令和6（2024）年度以降の利用者数を見込みました。

⑦ 就労継続支援（A型）

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用量23日/月、実利用者数1人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用量81日/月、実利用者数4人/月となり、見込量を上回りました。

第7期計画では、実利用者数等の実績の推移を基に、今後の就労希望増を見込み令和6（2024）年度以降の利用者数、利用量を見込みました。

⑧ 就労継続支援（B型）

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用量747日/月、実利用者数45人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用量682日/月、実利用者数42人/月となり、見込量をやや下回りました。

第7期計画では、実利用者数等の実績の推移を基に、今後の就労希望増を見込み令和6（2024）年度以降の利用者数、利用量を見込みました。

⑨ 就労定着支援

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、実利用者数1人/月としていましたが、令和4（2022）年度の実績はありませんでした。

第7期計画では、今後の利用希望を想定して、令和6（2024）年度以降は、1人の利用を見込みました。

日中活動系サービスの見込量確保のための方策

- 利用意向が居宅介護の次に高い短期入所については、介護者の高齢化等による必要性はもとより、障害のある人の生活の場の確保の視点から、サービス提供事業者等と連携し、ニーズに対応したサービス量の確保に努めます。
- 障害の重い人や一般就労が困難な人に、必要に応じた日中活動が提供できるようサービス提供体制の確保に努めます。
- 就労支援については、主に就労継続支援（A型）（B型）への利用増を見込み、相談支援事業所等と調整を行い、就労促進に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行について、ニーズに応じた事業の提供、また、企業等に対しては障害に対する理解の促進に努めます。

3 居住系サービス

【 事業の概要 】

事業名	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対し、夜間や休日等に共同生活を営む住居で、相談、入浴又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害のある人が施設に入所し、日中は施設障害福祉サービスを行い、夜間は入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	25	23	23	24	25	26
施設入所支援	利用者数/月	15	15	15	15	15	14
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	1	1	1

【 見込量設定の考え方 】

① 共同生活援助（グループホーム）

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用者数26人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用者数23人/月となり、見込量をやや下回りました。

第7期計画では、利用者数等の実績の推移を基に、令和6（2024）年度以降の利用者数を見込みました。

② 施設入所支援

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用者数14人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用者数15人/月となり、見込量をやや上回りました。

第7期計画では、利用者数等の実績の推移、地域への移行が進むことを背景に、令和6（2024）年度以降の利用者数を見込みました。

③ 自立生活援助

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、実利用者数1人/月としていましたが、令和4（2022）年度の実績はありませんでした。

第7期計画では、今後の利用希望を想定して、令和6（2024）年度以降の利用者数を見込みました。

居住系サービスの見込量確保のための方策
○ 施設入所支援については、居宅介護、短期入所に次いで今後の利用意向が高いことから、入所の調整に努めます。 ○ 施設入所支援から地域での生活を希望される方には、円滑な移行ができるようサービスの確保に努めます。

4 相談支援

【 事業の概要 】

事業名	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する全ての障害のある人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所、退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人や地域生活が不安定な障害のある人等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	利用者数/月	26	24	16	27	27	27
地域移行支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1

【 見込量設定の考え方 】

① 計画相談支援

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用者数27人/月としていましたが、令和4（2022）年度実績では、利用者数24人/月と、見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画における実利用者数の推移や令和5（2023）年度の実績見込みを踏まえ令和6（2024）年度以降の利用者数を見込みました。

② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

第6期計画では、令和5（2023）年度の見込量を、利用者数1人/月としていましたが、令和4（2022）年度は実績がありませんでした。

第7期計画では、第6期計画における見込量に準拠しました。

相談支援の見込量確保のための方策

- 相談支援は、居宅介護、短期入所、施設入所支援と並んで今後の利用意向が高いことから、重要な施策として位置付ける必要があります。そのため、相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を強化し、課題を共有し、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。
- 地域生活支援事業の障害者相談支援事業と連携し、包括的な相談支援体制の構築を推進します。

5 地域生活支援事業

【 事業の概要 】

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等）を支援します。
障害者相談支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等からの相談に応じて、福祉サービスに関する必要な情報の提供や社会資源を活用するための支援、権利擁護のための援助等を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。
地域自立支援協議会	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置します。障害のある人の自立した地域生活を支援するため、障害者団体、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関等がネットワークを形成し、地域の実情に応じ、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整を行うとともに、地域社会資源の開発、改善等を行います。また、委託相談支援事業者の中立性・公平性を確保するため、運営評価を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、又は精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人（児）が自立した日常生活を送るために、必要な用具を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とする外出の際の支援を行います。

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会を提供することで、社会との交流を深め、地域生活支援の促進を図ります。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対し、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。
自動車免許取得・改造費助成事業	身体障害のある人の自立と社会参加を図ることを目的とし、身体障害のある人自らが所有し運転する自動車の操行装置等の改造費や免許取得のための費用の一部を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、実施主体の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成、研修します。

【 見込量 】

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター機能強化事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		利用件数/年	0	0	0	1	1	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	有	有	有	有
支意思疎通事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数/年	1	1	2	2	2	2
	手話通訳者設置事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	0	0	0	1	1	1
	自立生活支援用具	利用件数/年	1	0	0	1	1	1
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	0	2	1	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	1	2	1	2	3	3
	排せつ管理支援用具	利用件数/年	327	324	250	330	330	330
	住宅改修費	利用件数/年	0	0	0	1	1	1
移動支援事業		利用者数/月	9	16	14	18	19	20
		延べ利用時間数/月	26	61	66	72	76	80
地域活動支援センター事業		箇所数	0	0	0	0	0	1
日中一時支援事業		利用者数/月	4	7	6	7	7	7
		延べ日数/月	16	49	33	38	38	38
自動車免許取得・改造費助成事業		利用者数/年	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		講習修了者数/年	0	0	0	0	0	0

【 見込量設定の考え方 】

（１）理解促進研修・啓発事業

第６期計画では実績がありました。暮らしやすいまちづくりのために必要な取組であることから、第７期計画においては拡大して取り組む方針です。

（２）自発的活動支援事業

第６期計画では実績がないものの、大事な取組であることから、第７期計画においては取り組む方針です。

（３）相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は、第６期では１箇所の事業所数で見込みました。

第７期計画は、第６期の継続としました。

② 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、第６期では１箇所を見込みました。

第７期計画は、第６期の継続としました。

（４）成年後見利用支援事業

① 成年後見制度利用支援事業は、第６期計画の見込みは１件を想定していましたが、実績がありませんでした。第７期計画では、今後の利用増を想定して、利用量を見込みました。

② 成年後見制度法人後見支援事業は、高齢者福祉担当と連携し、第６期では令和５（２０２３）年度に実績がありました。第７期においても引き続き取り組む方針です。

（５）意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、第６期計画では令和５（２０２３）年度の見込量を、利用者数１人/年としていました。令和４（２０２２）年度実績では、利用者数１人/年となり、令和４（２０２２）年度の見込量と同様となっています。第７期計画において令和６（２０２４）年度以降も同様に見込みました。

手話通訳者設置事業については「広島県ろうあ連盟」に依頼し、手話通訳者の派遣を受けているため、町においては設置を見込んでいません。

（６）日常生活用具給付等事業

令和４（２０２２）年度実績では、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、住宅改修費等は見込量を下回りました。

第７期計画では、今後の需要を見込んで利用件数を見込みました。

（７）移動支援事業

第６期計画では、令和５（２０２３）年度の見込量を、実利用者数１２人/月としていました。
令和４（２０２２）年度実績では１６人/月となり、見込量を上回りました。

第７期計画では、今後の利用増を想定して見込量を設定しました。

（８）地域活動支援センター事業

第６期計画では実績がありませんでしたが、第７期計画については、今後、設置に向けて取り組む方針です。

（９）日中一時支援事業

第６期計画では、令和５（２０２３）年度の見込量を、実利用者数７人/月としていました。
令和４（２０２２）年度実績では、実利用者数７人/月となり、見込量と同様になりました。

第７期計画では、第６期の利用実績の平均に準拠して見込みました。

（１０）自動車免許取得・改造費助成事業

第６期計画では、令和５（２０２３）年度の見込量を、実利用者数１人/年としていましたが、
令和４（２０２２）年度の実績はありませんでした。

第７期計画では、今後の需要を見込んで、利用者数を見込みました。

（１１）手話奉仕員養成研修事業

第６期計画では、令和５（２０２３）年度の見込量を、講習修了者１人/年としていましたが、
令和４（２０２２）年度の実績はありませんでした。

第７期計画では、今後の事業実施に向けて検討を進めます。

地域生活支援事業の見込量確保のための方策

- 福祉サービス利用等の支援、関係機関等との連携を図りながら、相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 成年後見制度の活用は法人後見支援も含め今後重要となることから、権利擁護の充実に努めます。
- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対して、日常生活の利便性を向上させることで障害のある人の外出支援や手話通訳者・要約筆記者等の派遣の充実に努めます。また、要約筆記者養成講座について、関係機関等を通して周知を図り、要約筆記者の養成に努めます。
- 日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に日常生活用具等の適切な給付を行い、障害の程度等に応じ円滑な給付に努めます。
- 障害の特性やライフステージに応じた移動支援へのニーズを把握し、利用の促進を図られるように努めます。
- 日中一時支援について、障害のある人の日中における活動の場の確保とともに、介護している家族の負担軽減や家族の就労支援を図るため、利用の体制確保に努めます。
- 幅広い世代を対象に、町の広報紙やホームページ、SNS等により情報発信に努めます。

【４】第３期障害児福祉計画

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害のある児童を取り巻く現状の変化や第２期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害のある児童のニーズの分析等を踏まえて、次のとおり設定します。

１ 障害児支援

【事業の概要】

事業名	事業内容
児童発達支援 （福祉型）	乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
児童発達支援 （医療型）	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能の障害）のある未就学の児童に対し、児童発達支援と併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	専門的な支援が必要と認められる児童が利用している保育所等を児童指導員や保育士等が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のために外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする支援が必要と認められた児童の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援 (福祉型)※	利用者数/月	2	2	2	3	3	4
	利用日数/月	7	17	16	17	17	25
児童発達支援 (医療型)※	利用者数/月	0	0	0	-	-	-
	利用日数/月	0	0	0	-	-	-
放課後等 デイサービス	利用者数/月	11	14	26	28	30	32
	利用日数/月	122	119	232	252	270	288
保育所等 訪問支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	2
	利用日数/月	0	0	0	1	1	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	利用者数/月	4	3	2	4	4	4
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	1	1	1	1	1	1

※ 児童発達支援は、令和6(2024)年4月1日から福祉型と医療型が統合

【 見込量設定の考え方 】

(1) 児童発達支援

第2期計画では、令和5(2023)年度における児童発達支援(福祉型)の見込量を4人/月としていましたが、令和4(2022)年度実績では、2人/月となり、実績が見込量を下回っています。

第3期計画では、今後のサービス利用増を想定して利用者数、利用量について見込みました。

(2) 放課後等デイサービス

第2期計画では、令和5(2023)年度の見込量を、実利用者数10人/月としていましたが、令和4(2022)年度に町内に事業所が開設され、令和4(2022)年度実績では、実利用者数14人/月となり、実績が見込量を上回りました。

第3期計画の利用者数、利用量については、今後の更なる利用増を想定して見込量を設定しました。

(3) 保育所等訪問支援

第2期計画では、実績はありませんでした。

第3期計画では、今後の利用増を想定して、利用者数と利用量を見込みました。

（４）居宅訪問型児童発達支援

第２期計画では、令和５（２０２３）年度の見込量を、実利用者数１人/月としていましたが、令和４（２０２２）年度実績では、実利用者数はいませんでした。

第３期計画では、利用増を想定して、第２期同様、１人の利用者数と利用量を見込みました。

（５）障害児相談支援

第２期計画では、令和５（２０２３）年度の実利用者数を４人/月としていましたが、令和４（２０２２）年度実績では、３人/月となり、見込量をやや下回りました。

第３期計画では、今後の利用増を想定して４人/月を見込みました。

（６）医療的ケア児コーディネーター

第２期計画の令和５（２０２３）年度の見込量のとおり、１人のコーディネーターを配置しており、第３期計画でも継続して見込みました。

障害児支援の見込量確保のための方策

- 個々の障害の状態や発達の過程・特性に応じた発達支援を通して早期療育を図ります。また、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。
- 学齢期の子どもの健全な育成を図るため、支援が必要な児童について、放課後等デイサービスが必要なときに利用できるよう、関連事業者との連携を図ります。
- 保育所等における障害のある児童の受け入れを支援するため、関連事業所等との連携を図ります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 障害児相談支援等を通して、関連事業者等関係機関のネットワークを活用し、障害のある児童に関する課題把握や改善の検討を行います。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連携及びコーディネーターの継続的な配置に努めます。

2 障害児の子ども・子育て支援

種別	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保育園	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
認定こども園	実利用者数 (人/月)	-	-	0	1	1	1
放課後児童健全 育成事業	実利用者数 (人/月)	2	2	2	1	1	1

障害児の子ども・子育て支援の見込量確保のための方策

- 各年度のサービス見込量は、地域自立支援協議会における関係者の意見等を踏まえるとともに、関係機関と連携のもと障害のある児童を支援する子ども・子育て支援を進めます。

第6章 計画の推進にあたって

【1】計画の推進体制

1 庁内連携体制の強化

本計画に関わる取組は、障害福祉サービスの適切な提供のみならず、障害の理解の促進、周知、啓発に加え、労働、教育、保健、まちづくり等庁内の幅広い事業分野に及びます。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、分野横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図ります。

2 関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係部署のみならず、社会福祉協議会やサービス提供事業所、民生委員・児童委員や企業、保健医療機関、住民ボランティア等関係機関と連携し、地域における障害のある人への支援体制の強化を図ります。

また「神石高原町地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況の報告及び障害福祉サービスの提供体制の確保に必要な事項についての意見や提言を求め、連携しながら取組への反映に努めます。

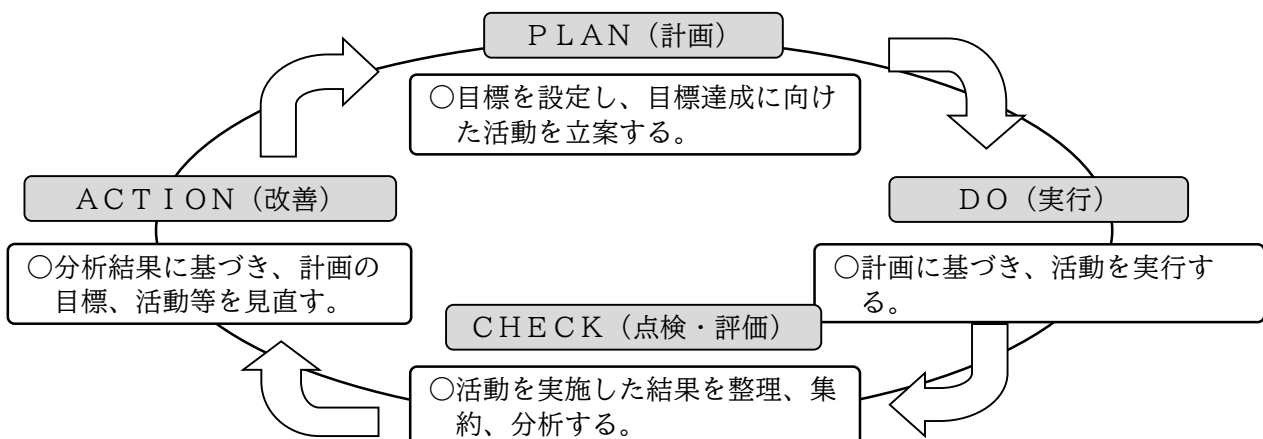
3 計画の周知

本計画は、障害のある人、サービス提供事業所、関係機関や関係団体等と行政との連携と協働による推進が重要です。そのため、町の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表していくことで、周知を図ります。

【2】計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



【1】神石高原町地域自立支援協議会設置要綱

平成24年4月1日

告示第73号

（設置）

第1条 相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、神石高原町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議、検討等を行うものとする。

- （1） 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- （2） 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- （3） 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議に関すること。
- （4） 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- （5） 障害福祉計画の目標達成に向けたフォロー及び検討に関すること。
- （6） 神石高原町障害者プランの策定及び点検に関すること。
- （7） 神石高原町障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- （8） 障害者差別解消法に関する意見及び不服申立てに関すること。
- （9） その他相談支援に関すること。

（組織）

第3条 協議会の委員は14名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 障害者関係団体の代表者
- （2） 民生児童委員の代表者
- （3） 社会福祉協議会の代表者
- （4） 公共職業安定所の代表者
- （5） 相談支援事業所の代表者
- （6） 福祉関係事業所の代表者
- （7） その他町長が認めた者

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 協議会の委員の任期は、2年とする。

- 2 任期内に委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項のうち特定の事項について協議、検討を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び専門部会の構成員は、協議会の活動を通じて知り得た個人情報や秘密について、漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月28日告示第104号）

この告示は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第111号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第46号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第59号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第159号）

この告示は、公布の日から施行する。

【２】神石高原町地域自立支援協議会委員名簿

所 属	関係機関・団体	氏 名
障害者団体	神石高原町身体障害者福祉協会	矢壁 秀利
	神石高原サロン連絡協議会	馬屋原 徳二
	神石高原町知的障害者家族の会	横山 恵子
	神石高原町精神障害者家族会	段原 義晴
民生委員・児童委員	神石高原町民生委員児童委員協議会	延岡 憲子
社会福祉協議会	神石高原町社会福祉協議会	内藤 裕子
公共職業安定所	府中公共職業安定所	白川 博康
相談支援事業所	府中地域障害者生活支援センター 「は～と&は～と」	森本 由恵
福祉関係事業所	社会福祉法人 紅輝会 ケアハウス星降る高原	板屋 紘司
	社会福祉法人 東城有栖会 シルトピア油木	小畑 博教
	社会福祉法人 神寿福祉会 もみじの里	早川 伸子
	社会福祉法人 東城有栖会 神石高原よつば工房	大崎 ルミ子
	キャレオス株式会社 夢門塾神石高原	宇野 鉄平
町長が認めた者	精神保健福祉士	高上 喜美子

【3】策定経過

令和4（2022）年度

期 日	項 目	内 容
2 月	アンケート調査の実施	● 神石高原町 福祉に関するアンケート調査 (18 歳以上及び 18 歳未満の手帳所持者等)

令和5（2023）年度

期 日	項 目	内 容
7 月～8 月	事業所・関係団体調査の実施	● 神石高原町 障害者支援に関する事業所調査 ● 神石高原町 障害者支援に関する関係団体調査
8 月 8 日（火）	第 1 回神石高原町地域自立支援協議会	● 神石高原町第 7 期障害福祉計画・神石高原町第 3 期障害児福祉計画について ・ 計画の概要 ・ 数字で見る神石高原町の障害のある人を取り巻く現状 ・ 福祉に関するアンケート調査結果報告 ・ 計画策定スケジュール
12 月 14 日（木）	第 2 回神石高原町地域自立支援協議会	● 神石高原町第 7 期障害福祉計画・神石高原町第 3 期障害児福祉計画素案について
2 月 1 日（木）～ 2 月 14 日（水）	パブリックコメントの実施	● 神石高原町第 7 期障害福祉計画・神石高原町第 3 期障害児福祉計画素案について
2 月 29 日（木）	第 3 回神石高原町地域自立支援協議会	● 神石高原町第 7 期障害福祉計画・神石高原町第 3 期障害児福祉計画案について ● パブリックコメントの結果について

神石高原町第7期障害福祉計画
神石高原町第3期障害児福祉計画

発	行／令和6（2024）年3月
発 行 者	／神石高原町 福祉課
	〒720-1522 神石郡神石高原町小畠 1701 番地
	電 話（0847）89—3335
	FAX（0847）85—3541
	E-Mail jk-fukushi@town.jinsekikogen.lg.jp

